

# 小学校学習指導要領解説

## 音楽編

平成20年6月

文 部 科 学 省

# 目 次

第1章 総 説	1
1 改訂の経緯	1
2 音楽科改訂の趣旨	4
3 音楽科改訂の要点	7
第2章 音楽科の目標及び内容	9
第1節 音楽科の目標	9
1 教科の目標	9
2 学年の目標	14
第2節 音楽科の内容	16
1 内容の構成	16
2 各領域及び〔共通事項〕の内容	18
第3章 各学年の目標及び内容	24
第1節 第1学年及び第2学年の目標と内容	24
1 目 標	24
2 内 容	27
第2節 第3学年及び第4学年の目標と内容	43
1 目 標	43
2 内 容	46
第3節 第5学年及び第6学年の目標と内容	63
1 目 標	63
2 内 容	66
第4章 指導計画の作成と内容の取扱い	83
1 指導計画作成上の配慮事項	83
2 内容の取扱いと指導上の配慮事項	88

# 第1章 総説

## 1 改訂の経緯

21世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代であると言われている。このような知識基盤社会化やグローバル化は、アイデアなど知識そのものや人材をめぐる国際競争を加速させる一方で、異なる文化や文明との共存や国際協力の必要性を増大させている。このような状況において、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」をはぐくむことがますます重要になっている。

他方、OECD（経済協力開発機構）のPISA調査など各種の調査からは、我が国の児童生徒については、例えば、

- ① 思考力・判断力・表現力等を問う読解力や記述式問題、知識・技能を活用する問題に課題、
  - ② 読解力で成績分布の分散が拡大しており、その背景には家庭での学習時間などの学習意欲、学習習慣・生活習慣に課題、
  - ③ 自分への自信の欠如や自らの将来への不安、体力の低下といった課題、
- が見られるところである。

このため、平成17年2月には、文部科学大臣から、21世紀を生きる子どもたちの教育の充実を図るため、教員の資質・能力の向上や教育条件の整備などと併せて、国の教育課程の基準全体の見直しについて検討するよう、中央教育審議会に対して要請し、同年4月から審議が開始された。この間、教育基本法改正、学校教育法改正が行われ、知・徳・体のバランス（教育基本法第2条第1号）とともに、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等及び学習意欲が重視し（学校教育法第30条第2項）、学校教育においてはこれらを調和的にはぐくむことが必要である旨が法律上規定されたところである。中央教育審議会においては、このような教育の根本にさかの

ぼった法改正を踏まえた審議が行われ，2年10か月にわたる審議の末，平成20年1月に「幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」答申を行った。

この答申においては，上記のような児童生徒の課題を踏まえ，

- ① 改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領改訂
- ② 「生きる力」という理念の共有
- ③ 基礎的・基本的な知識・技能の習得
- ④ 思考力・判断力・表現力等の育成
- ⑤ 確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保
- ⑥ 学習意欲の向上や学習習慣の確立
- ⑦ 豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

を基本的な考え方として，各学校段階や各教科等にわたる学習指導要領の改善の方向性が示された。

具体的には，①については，教育基本法が約60年振りに改正され，21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成を目指すという観点から，これからの教育の新しい理念が定められたことや学校教育法において教育基本法改正を受けて，新たに義務教育の目標が規定されるとともに，各学校段階の目的・目標規定が改正されたことを十分に踏まえた学習指導要領改訂であることを求めた。③については，読み・書き・計算などの基礎的・基本的な知識・技能は，例えば，小学校低・中学年では体験的な理解や繰り返し学習を重視するなど，発達の段階に応じて徹底して習得させ，学習の基盤を構築していくことが大切との提言がなされた。この基盤の上に，④の思考力・判断力・表現力等をはぐくむために，観察・実験，レポートの作成，論述など知識・技能の活用を図る学習活動を発達の段階に応じて充実させるとともに，これらの学習活動の基盤となる言語に関する能力の育成のために，小学校低・中学年の国語科において音読・暗唱，漢字の読み書きなど基本的な力を定着させた上で，各教科等において，記録，要約，説明，論述といった学習活動に取り組む必要があると指摘した。また，⑦の豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実については，徳育や体育の充実のほか，国語をはじめとする言語に関する能力の重視や体験活動の充実により，

他者，社会，自然・環境とかかわる中で，これらとともに生きる自分への自信をもたせる必要があるとの提言がなされた。

この答申を踏まえ，平成20年3月28日に学校教育法施行規則を改正するとともに，幼稚園教育要領，小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領を公示した。小学校学習指導要領は，平成21年4月1日から移行措置として算数，理科等を中心に内容を前倒しして実施するとともに，平成23年4月1日から全面実施することとしている。

## 2 音楽科改訂の趣旨

平成20年1月の中央教育審議会の答申においては、小学校、中学校及び高等学校を通じる音楽科の改善の基本方針について、次のように示されている。

### (i) 改善の基本方針

- 音楽科、芸術科（音楽）については、その課題を踏まえ、音楽のよさや楽しさを感じるとともに、思いや意図をもって表現したり味わって聴いたりする力を育成すること、音楽と生活とのかかわりに関心をもって、生涯にわたり音楽文化に親しむ態度をはぐくむことなどを重視する。
  
- このため、子どもの発達の段階に応じて、各学校段階の内容の連続性に配慮し、歌唱、器楽、創作、鑑賞ごとに指導内容を示すとともに、小・中学校においては、音楽に関する用語や記号を音楽活動と関連付けながら理解することなど表現と鑑賞の活動の支えとなる指導内容を〔共通事項〕として示し、音や音楽を知覚し、そのよさや特質を感じ取り、思考・判断する力の育成を一層重視する。
  
- 創作活動は、音楽をつくる楽しさを体験させる観点から、小学校では「音楽づくり」、中・高等学校では「創作」として示すようにする。また、鑑賞活動は、音楽の面白さやよさ、美しさを感じ取ることができるようにするとともに、根拠をもって自分なりに批評することのできるような力の育成を図るようにする。
  
- 国際社会に生きる日本人としての自覚の育成が求められる中、我が国や郷土の伝統音楽に対する理解を基盤として、我が国の音楽文化に愛着をもつとともに他国の音楽文化を尊重する態度等を養う観点から、学校や学年の段階に応じ、我が国や郷土の伝統音楽の指導が一層充実して行われるようにする。

これらの改善の基本方針の下、小学校音楽科の改善の具体的事項について、次のように示されている。

(ii) 改善の具体的事項

○ 音楽のよさを感じ取り、思いや意図をもって表現したり音楽全体を味わって鑑賞したりする力の育成や、音楽文化を理解し、豊かな情操を養うことを重視し、次のような改善を図る。

(ア) 表現領域（「歌唱」、「器楽」、「音楽づくり」の三分野）、鑑賞領域及び〔共通事項〕で内容を構成する。〔共通事項〕については、例えば、音楽を特徴付けている要素や音楽の仕組みを聴き取り、それらの働きによって生み出される音楽的な面白さやよさを感じ取ること、音楽に関する用語や記号などを音楽活動と関連付けながら理解することなどを具体的に示す。

(イ) 「音楽づくり」については、生活の中にある音に耳を傾けたり様々な音を探したり音をつくったりして音の面白さに気付くとともに、音を音楽へと構成する音楽の要素や音楽の仕組みの面白さに触れるようにする。

(ウ) 鑑賞領域においては、音楽を特徴付けている要素や音楽の仕組みを聴き取る力を育て、それによって音楽の面白さやよさ、美しさを感じ取ることができるようにする。さらに、鑑賞領域と表現領域の指導内容との関連が明確になるようにする。

(エ) 唱歌や民謡、郷土に伝わるうたについて、更に取り上げられるようにするとともに、歌唱共通教材の扱いについて充実を図る。鑑賞教材の選択の観点については、現行で高学年で位置付けられている我が国の音楽について中学年でも取り扱うなどの改善を図る。

(オ) 斉唱や簡単な合唱・合奏など全員で一つの音楽をつくっていく体験を通して、協同する喜びを感じたりする指導を重視する。音楽学習が児童の生活とかかわりのあるものとなるように、児童が身の回りの音に親しむようにし、児童の生活の中でよく耳にする音や音楽とのかかわりを大切にした指導内容を示す。

小学校学習指導要領の音楽科は、以上のような改善の基本方針及び改善の具体的な事項に基づき、改訂を行った。



### 3 音楽科改訂の要点

小学校学習指導要領の音楽科の主な改訂の要点は、次のとおりである。

#### (1) 目標

教科の目標は、「表現及び鑑賞の活動を通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育てるとともに、音楽活動の基礎的な能力を培い、豊かな情操を養う。」であり、これまでの目標を踏襲している。これは、学校教育において児童の全人的な育成を担う音楽科の役割について、基本理念を変えていないことを意味している。

教科の目標では、「音楽を愛好する心情」、「音楽に対する感性」、「音楽活動の基礎的な能力」という心情、感性、能力の三つは密接な関係にあるため、音楽教育のすべての過程において、常に児童の情意面と能力面とをかかわらせながら指導に当たる重要性を述べている。また、心情、感性、能力を互いに関連させ合いながら育成することによって「豊かな情操を養う」ことが実現するのである。

#### (2) 内容構成の改善

これまでのように表現及び鑑賞の2領域で構成しつつ、表現及び鑑賞に関する能力を育成する上で共通に必要な〔共通事項〕を新たに設けた。また、表現領域は、歌唱、器楽、音楽づくりの3分野ごとに示すこととした。

#### (3) 〔共通事項〕の新設

〔共通事項〕は、音色、リズム、速度など音楽を特徴付けている要素や、反復、問いと答えなどの音楽の仕組みを聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさなどを感じ取ること、「音符、休符、記号や音楽にかかわる用語」を音楽活動を通して理解することを示した。〔共通事項〕は、それのみを扱うのではなく、表現及び鑑賞の各活動の中で扱うものである。

#### (4) 歌唱共通教材の充実

歌唱共通教材については、取り扱う楽曲数を各学年とも増加することとした。具体的には、第1学年から第4学年までは4曲すべてを取り扱うこととし、第5学年及び第6学年は4曲中3曲を含めて取り扱うこととした。

#### (5) 音楽づくりについて

音遊びや即興的に表現することを通して音の面白さに気付いたり、音楽づくりの様々な発想をもったりすることを重視するなどの内容の改善を図った。また、音を音楽に構成する過程を大切にし、〔共通事項〕に示す音楽の仕組みを手掛かりにして、児童が思いや意図をもって音楽をつくるようにすることの重要性を示した。

#### (6) 鑑賞教材における我が国の音楽の充実

鑑賞教材選択の観点について、これまでの第5学年及び第6学年に位置付けていた我が国の音楽を第3学年及び第4学年にも新たに位置付けることとした。

#### (7) 言語活動の充実

鑑賞領域の各学年の内容に、感じ取ったことを言葉で表すなどの活動を位置付け、楽曲や演奏の楽しさに気が付いたり、楽曲の特徴や演奏のよさに気が付いたり理解したりする能力が高まるよう改善を図った。これは、受動的になりがちであった鑑賞の活動を、児童の能動的で創造的な鑑賞の活動になるように改善することを意図したものである。

## 第2章 音楽科の目標及び内容

### 第1節 音楽科の目標

#### 1 教科の目標

教科の目標は次のとおりである。

表現及び鑑賞の活動を通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育てるとともに、音楽活動の基礎的な能力を培い、豊かな情操を養う。

この目標は、小学校教育における音楽科が担うべき役割とその目指すところを総括して示したものである。今回の改訂では、基本的にはこれまでの理念を引き継いでおり、教科の目標については変更していない。

「表現及び鑑賞の活動を通して」は、児童の思いや願いを実現するためには、多様な音楽を幅広く直接体験することが大切であることを示したものである。また、このことは、「音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育てる」にも、「音楽活動の基礎的な能力を培い」にもかかるものである。

「音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育てるとともに、音楽活動の基礎的な能力を培い」は、音楽活動を活発に、かつ、効果的に進めるための重要な内容であり、音楽科としての固有な目標と言える。音楽を愛好する心情、音楽に対する感性、音楽活動の基礎的な能力、これらは密接な関係にあり、常に相互に関連し合いながら豊かな情操を養うことになる。

以下、教科の目標におけるそれぞれの部分について、その意味するところを述べる。

##### (1) 「表現及び鑑賞の活動を通して」について

このことは、表現と鑑賞の多様な活動を通して音楽の学習を行うようにすべきこと

を強調したものである。

表現と鑑賞は、本来、音楽を経験する二つの領域であり、具体的には、歌唱、器楽、音楽づくり、鑑賞の四つの活動からなる。

つまり、児童の音楽活動は、歌を歌ったり、楽器を演奏したり、音楽をつくったり、音楽を聴いたりするなど、多様な音楽を幅広く直接体験することが基になっている。そのため、これらの活動においては、表現と鑑賞の二つの領域が相互にかかわり合っていることが多い。

「活動を通して」とは、指導しようとする内容を単なる知識として理解させようとしたり、技能の機械的な訓練のみを行ったりすることではなく、児童が思いや意図をもって音楽を表現したり、想像力を働かせながら音楽を聴いたりするなど、児童一人一人が感性を豊かに働かせながら主体的に活動に取り組む態度を大事にし、楽しい音楽活動を展開していくことの重要性を述べたものである。

## **(2) 「音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育てるとともに、音楽活動の基礎的な能力を培い」について**

このことは、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育てることと、音楽活動の基礎的な能力を培うこととは、常に一体となってはぐくまれるものにとらえる必要があることを示している。

### **ア 音楽を愛好する心情を育てること**

「音楽を愛好する心情」を育てるとは、生涯を通して音楽を愛好し、生活の中に音楽を生かしたり音楽文化に親しんだりする態度を、音楽の学習活動を通してはぐくむということである。

このような音楽活動を進めるに当たって何よりも大切なことは、児童が楽しく音楽にかかわり、音楽を学習する喜びを得るようにすること、すなわち、表現及び鑑賞の様々な活動を通して、活動そのものを楽しんだり、音楽に感動したりするような体験を積み重ねることである。そのためには、音楽に対する興味・関心をもつようにし、音楽活動を積極的に進めようとする意欲や態度を継続的に育てていく必要がある。そのような中で、児童自らが音楽のよさや面白さ、美しさに気付き、音楽活動への興味

・関心を膨らませるとともに、友達とかかわり合いながら、主体的に音楽を学ぶ喜びを味わうような学習活動を充実していくことが重要となる。

## **イ 音楽に対する感性を育てること**

豊かな人間性をはぐくむためには、理性的な判断力や合理的な精神だけではなく、美しいものに感動するといった柔らかな感性が必要である。それは、他人を思いやる心や優しさ、相手の立場になって考えたり、共感したり価値観の違いを認め合ったりすることのできる温かい心などをはぐくむことにつながるものである。

「音楽に対する感性」とは、音楽的な刺激に対する反応、すなわち、音楽的感受性ととらえることができる。この音楽的感受性とは、音楽の様々な特性に対する感受性を意味している。具体的には、音楽を感覚的に受容して得られるリズム感、旋律感、和声感、強弱感、速度感、音色感などであり、表現及び鑑賞の活動の根底にかかわるものである。

また、音楽的感受性は、美しいものや崇高なものに感動する心を育てるのに欠かせないものである。そして、多様な美しさをもった様々な音や音楽を尊重する心にもつながるものである。このように、音楽的感受性は、豊かな心をはぐくむ基盤となる。そして、音楽を豊かに感じ取り、想像力を伸ばし、音楽美を感得する上でも重要な働きをもっている。

以上のことから、感性の育成を目指すということは、美しいものや崇高なものに感動する心など、豊かな心を育てようとすることである。学校教育は、知性と感性の調和のとれた人間の育成を目指しており、ここに音楽教育における感性育成の意味と目的がある。

## **ウ 音楽活動の基礎的な能力を培うこと**

「音楽活動の基礎的な能力」とは、生涯にわたり児童が楽しく音楽とかかわっていくことができるよう、小学校の段階ではぐくんでおきたい表現及び鑑賞の活動に必要な音楽的な能力のことを意味している。具体的には、児童が感じたことや心に描いたことを、自らの声や楽器あるいは自らつくった音楽を通して表現することや、音楽のよさや面白さ、美しさを感じ取りながら、想像力を働かせて聴くことができる能力のことを指している。

音楽活動の基礎的な能力を培うためには、児童が楽しく音楽とかかわる活動を通して、音楽の諸能力を経験的に身に付けるようにする必要がある。すなわち、声の出し方や楽器の演奏の仕方に興味を深めながら、思いや意図をもって歌を歌ったり、楽器を演奏したりする能力、工夫して音楽をつくる経験を通して得られる能力や知識、音楽を形づくっている要素を聴き取り、それらのかかわり合いによって醸し出される曲想を感じ取り、音楽を全体的に味わう能力などを、直接的な音楽体験を通して身に付けるようにすることが大切なのである。

音楽活動においては、児童が本来もっている、音や音楽を聴いたり表現したりしようとする能力に働きかけ、児童の様々な可能性を引き出し、育て、高めていく必要がある。そして、児童が友達とともに音楽を楽しみ、音楽の喜びを分かち合うような学習の場を大事にし、生涯にわたって音楽を愛好するための素地となる諸能力を着実に身に付けるようにすることが大切である。

### **(3) 「豊かな情操を養う」について**

情操とは、美しいものや優れたものに接して感動する、情感豊かな心をいい、情緒などに比べて更に複雑な感情を指すものとされている。音楽によって養われる情操は、直接的には美的情操が最も深くかかわっている。

美的情操とは、例えば音楽を聴いてこれを美しいと感じ、更に美しさを求めようとする柔らかな感性によって育てられる豊かな心のことである。このような美しさを受容し求める心は、美だけに限らずより善なるものや崇高なるものに対する心、すなわち、他の価値に対しても通じるものである。したがって、教科の目標では美的情操を養うことを中心にはするものの、学校教育の目標が、豊かな人間性の育成を目指すものであるところから、ここでは、豊かな情操を養うことを示しているのである。

すなわち、「豊かな情操を養う」ことは、一人一人の豊かな心を育てるという重要な意味をもっているのである。

以上、教科の目標について述べた事柄をまとめると、表現及び鑑賞の各活動を通して、音楽を愛好する心情、音楽に対する感性、音楽活動の基礎的な能力が互いにかか

わり合って，豊かな情操が養われていく。したがって，実際の指導においては，心情と感性を育成する面と能力を伸長する面とが不即不離のものとして取り扱われ，同時に育てられるべきものであることを念頭に置いておく必要がある。

## 2 学年の目標

学年の目標は、教科の目標を実現していくための具体的な指導の目標を、児童の発達の段階に即して学年ごとに示したものである。

学習指導要領では、学年の目標及び内容を〔第1学年及び第2学年〕（低学年）、〔第3学年及び第4学年〕（中学年）、〔第5学年及び第6学年〕（高学年）のように2学年まとめて示している。

これは、表現及び鑑賞の活動を繰り返しながら、継続的に学習を進めることにより、音楽を愛好する心情や音楽に対する感性、音楽の諸能力が徐々に身に付いていくという、音楽の学習の特性を考慮したものであり、さらに、学校や児童の実態等に応じた弾力的な指導を効果的に進めることができるようにしたものである。

学年の目標は、各学年とも3項目とし、それぞれ次のような観点に基づいて設定している。

- (1) 音楽活動に対する興味・関心、意欲を高め、音楽を生活に生かそうとする態度、習慣を育てること。
- (2) 基礎的な表現の能力を育てること。
- (3) 基礎的な鑑賞の能力を育てること。

(1)、(2)、(3)の項目ごとの低・中・高学年の目標は、次のとおりである。

- (1) 音楽活動に対する興味・関心、意欲を高め、音楽を生活に生かそうとする態度、習慣を育てること。
  - ・楽しく音楽にかかわり、音楽に対する興味・関心をもち、音楽経験を生かして生活を明るく潤いのあるものにする態度と習慣を育てる。（低学年）
  - ・進んで音楽にかかわり、音楽活動への意欲を高め、音楽経験を生かして生活を明るく潤いのあるものにする態度と習慣を育てる。（中学年）
  - ・創造的に音楽にかかわり、音楽活動への意欲を高め、音楽経験を生かして生活を明るく潤いのあるものにする態度と習慣を育てる。（高学年）



(2) 基礎的な表現の能力を育てること。

- ・基礎的な表現の能力を育て、音楽表現の楽しさに気付くようにする。(低学年)
- ・基礎的な表現の能力を伸ばし、音楽表現の楽しさを感じ取るようにする。(中学年)
- ・基礎的な表現の能力を高め、音楽表現の喜びを味わうようにする。(高学年)

(3) 基礎的な鑑賞の能力を育てること。

- ・様々な音楽に親しむようにし、基礎的な鑑賞の能力を育て、音楽を味わって聴くようにする。(低学年)
- ・様々な音楽に親しむようにし、基礎的な鑑賞の能力を伸ばし、音楽を味わって聴くようにする。(中学年)
- ・様々な音楽に親しむようにし、基礎的な鑑賞の能力を高め、音楽を味わって聴くようにする。(高学年)

## 第2節 音楽科の内容

### 1 内容の構成

音楽科の内容は、「A表現」、「B鑑賞」及び〔共通事項〕で構成している。

「A表現」の指導項目については、歌唱、器楽、音楽づくりごとに指導内容を整理して示すとともに、表現で取り扱う教材を示している。

「B鑑賞」の指導項目については、鑑賞の指導内容を整理して示すとともに、鑑賞で取り扱う教材を示している。

〔共通事項〕は、表現及び鑑賞のすべての活動において、共通に指導する内容を示しており、表現及び鑑賞の能力を育成する上で共通に必要なものである。

各学年を通じて、次のような内容で構成している。

#### A 表現

(1) 歌唱の活動を通して、次の事項を指導する。

- ア 聴唱・視唱すること
- イ 音楽を感じ取って歌唱の表現を工夫すること
- ウ 楽曲に合った表現をすること
- エ 声を合わせて歌うこと

(2) 器楽の活動を通して、次の事項を指導する。

- ア 聴奏・視奏すること
- イ 音楽を感じ取って器楽の表現を工夫すること
- ウ 楽曲に合った表現をすること
- エ 音を合わせて演奏すること

(3) 音楽づくりの活動を通して、次の事項を指導する。

- ア 音の様々な特徴に気付くこと（低学年）  
音楽づくりのための発想をもち即興的に表現すること（中学年及び高学年）

イ 音を音楽へと構成すること

(4) 表現教材は次に示すものを取り扱う。

ア 歌唱教材選択の観点

イ 器楽教材選択の観点

ウ 歌唱共通教材

## B 鑑賞

(1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を指導する。

ア 楽曲を全体にわたり感じ取ること

イ 楽曲の構造を理解して聴くこと

ウ 楽曲の特徴や演奏のよさを理解すること

(2) 鑑賞教材は次に示すものを取り扱う。

ア，イ，ウともに鑑賞教材選択の観点

### [共通事項]

(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を指導する。

ア 音楽を形づくっている要素を聴き取ることとその働きを感じ取ること

イ 音符，休符，記号や音楽にかかわる用語を理解すること

## 2 各領域及び〔共通事項〕の内容

### A 表現

#### (1) 「歌唱の活動を通して、次の事項を指導する」

歌唱の活動は、児童がこれまでに様々な経験を経て培ってきた感性を働かせて、自らの声で楽曲の表現を工夫し、思いや意図をもって歌うものである。

この項目は、音楽を聴いたり楽譜を見たりして歌うこと、曲想を感じ取って歌唱の表現を工夫し自分の思いや意図をもって歌うこと、歌唱の活動を支える歌い方を身に付けるとともに楽曲に合った表現をすること、声を合わせて演奏することを通して、基礎的な歌唱の能力を高めることについて示している。

低学年では、範唱を聴いて歌うとともに階名の模唱や暗唱に親しんだり、楽曲の気分を感じ取って歌詞の表す情景や気持ちを想像して表現を工夫し自分の思いをもって歌ったり、表現の支えとなる歌声や発音の仕方を身に付けたり、友達の歌声や伴奏を聴きながら自分の声を合わせたりすることが指導のねらいとなる。

中学年では、範唱を聴いて歌うとともにハ長調の楽譜を見て歌ったり、曲想を感じ取って歌詞の内容や曲想にふさわしい表現を工夫し自分の思いや意図をもって歌ったり、表現の支えとなる歌い方を身に付けたり、友達の歌声や副次的な旋律、伴奏を聴いて自分の声を合わせたりすることが指導のねらいとなる。

高学年では、範唱を聴いて歌うとともにハ長調及びイ短調の楽譜を見て歌ったり、曲想を感じ取って歌詞の内容や曲想を生かした表現を工夫し自分の思いや意図をもって創造的に歌ったり、表現の支えとなる歌い方を身に付けたり、各声部の歌声や全体の響き、伴奏を聴いて、自分の声を友達の声と調和させて歌ったりすることが指導のねらいとなる。

#### (2) 「器楽の活動を通して、次の事項を指導する」

器楽の活動は、児童がこれまでに様々な経験を経て培ってきた感性を働かせて、楽

器で楽曲の表現を工夫し、思いや意図をもって演奏するものである。

この項目は、音楽を聴いたり楽譜を見たりして演奏すること、曲想を感じ取って器楽の表現を工夫し自分の思いや意図をもって楽器を演奏すること、器楽の活動を支える演奏の仕方を身に付けるとともに楽曲に合った表現をすること、音を合わせて演奏することを通して、基礎的な器楽の能力を高めることについて示している。

低学年では、範奏を聴いて楽器を演奏するとともにリズム譜に親しんだり、楽曲の気分を感じ取って表現を工夫し自分の思いをもって演奏したり、身近な楽器に親しみながらその音色に気を付けて簡単なリズムや旋律を演奏したり、友達の音や伴奏を聴きながら自分の音を合わせたりすることが指導のねらいとなる。

中学年では、範奏を聴いて楽器を演奏するとともにハ長調の楽譜を見て演奏したり、曲想を感じ取って曲想にふさわしい表現を工夫し自分の思いや意図をもって演奏したり、表現の支えとなる演奏の仕方を音色に気を付けながら身に付けたり、友達の音や副次的な旋律、伴奏を聴いて自分の音を合わせたりすることが指導のねらいとなる。

高学年では、範奏を聴いて楽器を演奏するとともにハ長調及びイ短調の楽譜を見て演奏したり、曲想を感じ取って曲想を生かした表現を工夫し自分の思いや意図をもって創造的に演奏したり、表現の支えとなる演奏の仕方を楽器の特徴を生かしながら身に付けたり、各声部の音や全体の響き、伴奏を聴いて、自分の音を友達の音と調和させて演奏したりすることが指導のねらいとなる。

### **(3) 「音楽づくりの活動を通して、次の事項を指導する」**

音楽づくりは、児童が自らの感性や創造性を働かせながら自分にとって価値のある音や音楽をつくる活動である。

この項目は、児童が様々な音と新鮮な気持ちをもってかかわり音の面白さに気付いたりその響きや組合せを楽しんだりしながら、様々な発想をもって音遊びをしたり即興的に表現したりする能力及び音を音楽へと構成していく能力を高めることについて示している。

低学年では、声や身の回りの音の面白さに気付いて音遊びをしたり、音を音楽にしていくことを楽しみながら音楽の仕組みを生かし、自分の思いをもって簡単な音楽を

つくったりすることが指導のねらいとなる。

中学年では、いろいろな音の響きや組合せを楽しみながら様々な発想をもって即興的に表現したり、音を音楽に構成する過程を大切にしながら音楽の仕組みを生かし、自分の思いや意図をもって音楽をつくったりすることが指導のねらいとなる。

高学年では、いろいろな音楽表現を生かしながら様々な発想をもって即興的に表現したり、音を音楽に構成する過程を大切にしながら音楽の仕組みを生かし、つくろうとする音楽について見通しをもって音楽をつくったりすることが指導のねらいとなる。

なお、従前に示していた「音楽をつくって表現できるようにする」という事項は、児童が自分にとって価値ある新しいものをつくりだすことを意味しており、既存の作品を表現する活動、新しい作品をつくりだす活動も含んでいた。今回の「音楽づくり」には、既存の作品を創意工夫して表現する活動は含めておらず、歌唱及び器楽の活動において指導することに留意する必要がある。

#### **(4) 「表現教材は次に示すものを取り扱う」**

この項目は、歌唱教材と器楽教材を選択する場合の観点及び歌唱共通教材について示している。

## **B 鑑賞**

#### **(1) 「鑑賞の活動を通して、次の事項を指導する」**

鑑賞の項目は、曲想を感じ取って聴くこと、音楽を形づくっている要素のかかわり合いを感じ取って聴くこと、楽曲の特徴や演奏のよさを理解することを通して、基礎的な鑑賞の能力を身に付けるようにすることについて示している。

低学年では、楽曲の気分を感じ取って聴くこと、音楽を形づくっている要素のかかわり合いを感じ取って聴くこと、楽曲や演奏の楽しさに気付くことが指導のねらいとなる。

中学年では、曲想とその変化を感じ取って聴くこと、音楽を形づくっている要素の

かかわり合いを感じ取り，楽曲の構造に気を付けて聴くこと，楽曲の特徴や演奏のよさに気付くことが指導のねらいとなる。

高学年では，曲想とその変化などの特徴を感じ取って聴くこと，音楽を形づくっている要素のかかわり合いを感じ取り，楽曲の構造を理解して聴くこと，楽曲の特徴や演奏のよさを理解することが指導のねらいとなる。

## (2) 「鑑賞教材は次に示すものを取り扱う」

この項目は，鑑賞教材を選択する場合の観点について示している。

### 〔共通事項〕

#### (1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して，次の事項を指導する。

〔共通事項〕は，表現及び鑑賞のすべての活動において，共通に指導する内容を示している。したがって，〔共通事項〕は，表現及び鑑賞の各活動を通して指導するものである。

ア 音楽を形づくっている要素のうち次の(ア)及び(イ)を聴き取り，それらの働きが生み出すよさや面白さ，美しさを感じ取ること。

アは，音楽を形づくっている要素のうち，(ア)の音楽を特徴付けている要素及び(イ)の音楽の仕組みを聴き取り，それらの働きが生み出すよさや面白さ，美しさを感じ取ることについて示している。

(ア)の「音楽を特徴付けている要素」は，

低学年では，音色，リズム，速度，旋律，強弱，拍の流れやフレーズ

中学年では，低学年で示したものに加え，音の重なり，音階や調

高学年では，中学年までに示したものに加え，和声の響き

を示している。

(イ)の「音楽の仕組み」は，

低学年では、反復、問いと答え

中学年では、低学年で示したものに加え、変化

高学年では、中学年までに示したものに加え、音楽の縦と横の関係を示している。

ここで示している音楽を特徴付けている要素及び音楽の仕組みは、特定の音楽にかかわるものではなく、世界の様々な国の音楽に共通に含まれるものである。

なお、「音楽を形づくっている要素」とは、「音楽を特徴付けている要素」及び「音楽の仕組み」に加え、歌詞、歌い方や楽器の演奏の仕方、演奏形態など、音楽というものを形づくっている要素を含むものである。

アの事項を扱う際には、以下のことに留意する必要がある。

歌唱や器楽、鑑賞の活動においては、取り扱う楽曲の曲想を感じ取り表現したり、鑑賞したりすることが大切となる。ここで言う「曲想」とは、その楽曲に固有な気分や雰囲気、味わい、表情を醸し出しているものである。一つ一つの楽曲のもつ独特な曲想を味わい、曲想に合った表現を工夫したり、曲想を味わって聴いたりする活動は音楽の学習において重要な活動である。

この曲想を生み出しているのは、音楽を特徴付けている要素や音楽の仕組みのかかわりによってつくられる「楽曲の構造」である。音楽を特徴付けている要素や音楽の仕組みは、先に述べたようにどの様式やジャンルの音楽にも含まれており、児童はどの楽曲からもそれらを聴き取り、それらの働きによるよさや面白さ、美しさを感じ取ることができるのである。

イ 音符、休符、記号や音楽にかかわる用語について、音楽活動を通して理解すること。

イは、「第3指導計画の作成と内容の取扱い」2(6)に示した音符、休符、記号や音楽にかかわる用語を音楽活動を通して理解することについて示している。

「音楽活動を通して」とは、音符、休符、記号や音楽にかかわる用語を音楽の学習



活動の中で実際に生かすことのできる知識として理解することの重要性を述べたものである。そのためには、児童が、音符、休符、記号や音楽にかかわる用語を含んだ楽譜を読むことの必要性を感じることができるよう指導することが大切である。

#### 〔共通事項〕と表現や鑑賞の各活動との関連

歌唱や器楽の活動を通して学んだ音楽を特徴付けている要素及び音楽の仕組み、音符、休符、記号や音楽にかかわる用語を音楽づくりの活動に生かすようにするとともに、音楽づくりの活動で学んだ音楽を特徴付けている要素及び音楽の仕組み、音符、休符、記号や音楽にかかわる用語を歌唱や器楽の表現に生かすようにすることが大切である。

また、鑑賞の活動を通して学んだ音楽を特徴付けている要素及び音楽の仕組み、音符、休符、記号や音楽にかかわる用語を表現の各活動に生かしたり、表現の各活動で学んだ音楽を特徴付けている要素及び音楽の仕組み、音符、休符、記号や音楽にかかわる用語を鑑賞の活動に生かしたりするなど、表現と鑑賞との関連を十分に図ることも大切である。

### 第3章 各学年の目標及び内容

#### 第1節 第1学年及び第2学年の目標と内容

##### 1 目標

- (1) 楽しく音楽にかかわり、音楽に対する興味・関心をもち、音楽経験を生かして生活を明るく潤いのあるものにする態度と習慣を育てる。
- (2) 基礎的な表現の能力を育て、音楽表現の楽しさに気付くようにする。
- (3) 様々な音楽に親しむようにし、基礎的な鑑賞の能力を育て、音楽を味わって聴くようにする。

(1) は、児童が楽しく音楽にかかわり、音楽に対する興味・関心をもつようにし、音楽経験を生活に生かす態度と習慣を育てることについて示したものである。

低学年の児童は、生活の様々な場面で音楽に親しんでいる。例えば、友達の歌を聴いて一緒に歌い出したり、音楽に合わせて体を揺らしたり、身の回りの音に興味をもって何度も繰り返し鳴らそうとしたりする。また、遊びに没頭する中で、体の動きに合わせて即興的な旋律を口ずさむ行為もよく見られる。

この目標を実現するためには、このような児童の姿を大事にし、楽しく音楽にかかわることを通して、一人一人が自ら歌ったり楽器を演奏したり、音楽を聴いて心から楽しんだりして音楽に対する興味・関心を育てていくことが大切である。そのため、児童が歌ったり楽器を演奏したりするなどして楽しめるような魅力のある教材や楽しんで聴くことができるような魅力のある教材を取り上げ、児童が音楽の楽しさを感じ取れるような学習活動を展開し、音楽に対する興味・関心をもつようにすることが大切である。

また、児童が学習や学校生活で得た音楽経験を家庭や地域社会での生活に生かすこ

とによって、生活は明るく潤いのあるものになる。ここでは、児童が楽しく音楽にかかわる学習活動を進めることによって、音楽に対する興味・関心をもち、こうした音楽経験を生かして、生活の中にある様々な音や音楽に関心をもつようにし、生活の中で音楽に親しむ態度と習慣を育てることを求めている。

(2) は、基礎的な表現の能力を育て、音楽表現の楽しさに気付くようにすることについて示したものである。

「基礎的な表現の能力」とは、歌唱、器楽、音楽づくりの活動を通してはぐくまれるものであり、聴唱や聴奏の能力、音楽を形づくっている要素に対する感受性と思いをもちた表現、そしてそれらに支えられた表現の技能などを指している。

ここでは、児童の発達に応じて、これらの能力を確実に育てることを意味している。低学年の児童は、音楽に合わせて自ら体を動かすことを喜ぶ傾向が見られる。そこで、楽曲の気分に体全体で反応するなど、児童が夢中になって取り組むことができるような活動を工夫して、表現の能力を楽しく身に付けるようにすることが重要となる。

また、この時期の児童は、生活の中でも、歌ったり、身の回りの物を鳴らしたり、踊ったりしながら、音楽表現を楽しんでいる。したがって、音楽表現の楽しさに気付くようにするためには、児童の自然な表現を受け止め、そのよさを伸ばしていくことが大切となる。その際、音楽を通して友達とのかかわりが深まることは、自分の表現への思いや願いを満たすことになるとともに友達の思いや願いを知ることで自分の思いや願いを更に深めていくことになり、表現の能力を身に付ける基盤となる。

(3) は、様々な音楽に親しむようにし、基礎的な鑑賞の能力を育て、音楽を味わって聴くようにすることについて示したものである。

「基礎的な鑑賞の能力」とは、音楽を聴いて、音楽を形づくっている要素のかかわり合いや、それによって醸し出される楽曲の気分を感じ取る能力のことである。

ここでは、基礎的な表現の能力と同様、児童の発達に応じて、これらの能力を確実に育てることを意味している。低学年の児童には、音楽を聴くと自然に体を動かしたり旋律を口ずさんだりするなど、音楽を感覚的にとらえる傾向が見られる。そこで、音楽を形づくっている要素のかかわり合いに意識を向けた鑑賞活動を進める中で、音楽を特徴付けている要素や音楽の仕組みなどに感覚的に反応し、音楽やその演奏の楽

しさに気付くようにすることが重要となる。

「様々な音楽に親しむ」とは、鑑賞の活動を通して、様々な音楽に出会うようにすることである。思わず動き出したくなる楽曲や、情景を思い浮かべやすい楽曲など、児童にとって魅力のある教材を選択することによって、音楽活動に親しみをもつようにすることが大切である。

音楽鑑賞は、本来、音楽の全体にわたる美しさを享受することである。そのためには、楽曲の一部に焦点を当てた指導や、音楽を特徴付けている要素や音楽の仕組みを聴き分ける指導にとどまるのではなく、音楽の全体の流れに浸りながら、楽曲の気分をじっくりと味わうことができるような指導を行うことが重要となる。児童が、自分の感じ方を大切にしながら、音楽と向き合うことのできるような指導が求められる。

## 2 内 容

### A 表 現

#### (1) 歌唱の活動を通して、次の事項を指導する。

この項目は、歌唱の活動を通して基礎的な表現の能力を育てることについて示したものである。

低学年の歌唱の活動では、聴唱・視唱の能力、音楽を感じ取って歌唱の表現を工夫する能力、楽曲に合った表現の能力、声を合わせて歌う能力を育てていくことが指導のねらいとなる。

これらのねらいを実現するために、歌うことが好きという児童の気持ちを大事にしながら、児童が興味・関心をもって取り組むような歌唱の活動を進めることが大切なこととなる。そして、そのような歌唱の活動の中で、歌う喜びを味わい、歌うことを通して音楽の楽しさに触れるような指導が求められる。

低学年では、児童が歌うことが大好きになるようにすることが重要となる。そのためには、遊びながら歌う活動や体の動きを伴った活動を効果的に取り入れるとともに、〔共通事項〕との関連を十分に図り、楽しい歌唱の活動を進めることが大切である。

ア 範唱を聴いて歌ったり、階名で模唱したり暗唱したりすること。

この事項は、聴唱・視唱の能力を育成するために、範唱を聴いて歌ったり、階名で模唱したり暗唱したりする内容を示したものである。

低学年では、他の人の声を注意深く聴かないで、むやみに大きな声で歌ったり、自分勝手な速度で歌ったりする傾向が見られる。また、リズムや音程などがあいまいになっている場合もある。音楽を聴いて演奏する能力は、様々な音楽活動の基盤となるものであり、低学年の実態を踏まえてしっかりと聴唱の能力を育てる必要がある。ま

た、視唱の能力を育成するために、階名で模唱したり暗唱したりする活動を適宜取り入れるなど、無理のない学習を計画することが望まれる。ここで言う「模唱」とは、教師や友達が歌うのを聴いてまねて歌うことを指している。教師の階名唱に続いて、児童が階名で模唱することで、正しい音程感覚を身に付けるようにすることが期待される。

指導に当たっては、教師や他の児童などの演奏によく耳を傾け、音楽を形づくっている要素に気を付けながら繰り返し模唱するようにすることが大切である。また、階名による模唱や暗唱、リズム唱やリズム打ちに親しみながら、音程感やフレーズ感、リズム感を十分に育てるようにすることが求められる。

なお、範唱は、教師や児童による演奏をはじめ、視聴覚教材等の利用、専門家による演奏などが考えられる。

イ 歌詞の表す情景や気持ちを想像したり、楽曲の気分を感じ取ったりし、思いをもって歌うこと。

この事項は、音楽を感じ取って歌唱の表現を工夫する能力を育成するために、歌詞の表す情景や気持ちを想像したり、楽曲の気分を感じ取ったりし、思いをもって歌う内容を示したものである。なお、「楽曲の気分」とは、第2章第2節2の〔共通事項〕で説明した「曲想」のうち、低学年の児童が感じ取りやすい「気分」を取り上げたものである。

低学年の児童は、歌うことが好きで、歌詞の表す情景や場面を想像して楽しんだり、登場する人物や動物になりきって歌ったりする。このような低学年の児童には、歌詞の内容を身近なものとしてとらえたり、楽曲の気分を味わったり、音楽を形づくっている要素の働きを感じ取ったりしながら、それを基に歌唱の表現を工夫し、思いをもって歌うようにすることが大切である。ここで言う「思いをもって歌う」とは、表現に対する自分の考えや願いをもって歌うことを意味している。思いをもって歌うことにより、児童が自らの感性や創造性を発揮しながら、自分にとって価値のある新しい

歌唱の表現をつくりだすことにつながるのである。

指導に当たっては、楽曲を聴いて感じ取ったことや想像したことを言葉や体で表したり友達と伝え合ったりしながら表現を豊かにしていく活動を通して、表現を工夫する楽しさを味わうようにすることが大切である。また、表現を工夫する手掛かりを常に音楽の中に求める習慣を身に付けるようにするとともに、感じ取ったことを基に様々な表現の工夫を試す体験を積み重ねることも重要なこととなる。

なお、歌詞に合った絵や写真、様々な視聴覚教材による音や映像を利用するなど、児童がイメージを自由に膨らませることのできる環境を整えることが望まれる。

ウ 自分の歌声及び発音に気を付けて歌うこと。

この事項は、楽曲に合った表現の能力を育成するために、自分の発声及び発音に気を付けて歌う内容を示したものである。

低学年の児童は、自己表現の意欲が強く、自分の声を精一杯出して積極的に歌おうとする。そして、自分の歌声や友達の歌声に関心を持ち、魅力ある歌声に接すると、自分でもきれいな歌声で歌ってみたいという意欲が芽生えてくる時期でもある。しかし、ときにはか細い声で歌ったり、逆に友達に負けまいとして大きな声で歌ったりする児童も見られる。このような児童の実態を踏まえ、自分の歌声を大切にしながらも、きれいな歌声に気付いて歌おうとするような学習を進めていく必要がある。

指導に当たっては、まず、自分の歌声に注意しながら歌う習慣を身に付けるようにする。そして、魅力ある歌声に接したり、楽曲の気分を感じ取って歌い方を工夫したりする過程で、ていねいな歌い方、きれいな発声や発音に気付くようにすることが大切である。また、歌詞を生かす発音、きれいな発音に気付いて歌うようにするために、はっきりした発音で歌詞を読むこと、ていねいに歌詞を読むこと、母音、子音、濁音、鼻濁音などをきれいに発音することなどができるよう指導することが大切である。

エ 互いの歌声や伴奏を聴いて、声を合わせて歌うこと。

この事項は、声を合わせて歌う能力を育成するために、互いの歌声や伴奏を聴いて、声を合わせて歌う内容を示したものである。

低学年の児童は、友達と一緒に声を合わせて歌う活動に意欲的である反面、必要以上に大きな声で自分勝手な歌い方をしてしまい、声を合わせて歌うことができない傾向も見られる。このような低学年の時期には、歌唱の活動を通して正しい音程やリズムなどに対する感覚を身に付けるようにするとともに、伴奏の響きをよく聴いて歌う活動を通して、調和のとれた歌唱の表現をするための素地を養っていくことが大切である。

指導に当たっては、体の動きを伴った活動や互いに聴き合う活動など、様々な活動を行う必要がある。その中で、児童が友達の歌声や伴奏の響きを聴きながら、自分の歌声に気を付けて歌うことができるようにするとともに、心を合わせて歌おうとする意欲を育て、共に歌う楽しさを感じることができるようにすることが大切である。

## **(2) 器楽の活動を通して、次の事項を指導する。**

この項目は、器楽の活動を通して基礎的な表現の能力を育てることについて示したものである。

低学年の器楽の活動では、聴奏・視奏の能力、音楽を感じ取って器楽の表現を工夫する能力、楽曲に合った表現の能力、音を合わせて演奏する能力を育てていくことが指導のねらいとなる。

これらのねらいを実現するためには、一人や集団での器楽の表現の楽しさや喜びを十分に味わうような器楽の活動を実践することが大切なこととなる。

そのため、低学年では、音楽を聴いて自分も同じように演奏したいという思いや願いをもって、打楽器、オルガン、ハーモニカなどの楽器を用いた演奏に親しみながら、〔共通事項〕との関連を十分に図り、楽しい器楽の活動を進めることが大切である。



ア 範奏を聴いたり，リズム譜などを見たりして演奏すること。

この事項は，聴奏・視奏の能力を育成するために，範奏を聴いたり，リズム譜などを見たりして演奏する内容を示したものである。

低学年では，範奏を聴いて楽しんで模奏しようとする傾向が見られる。一方，リズムがあいまいだったり，一定の速度が保てなかったりする場合もある。聴奏の能力は，様々な音楽活動の基盤となるものであり，低学年の実態を踏まえてしっかりと聴奏の能力を育てる必要がある。また，視奏の基礎となる能力を養うために，リズム唱，体や楽器によるリズム打ちなどを通して，リズムに対する感覚を十分に身に付けるようにすることが望まれる。

指導に当たっては，範奏によく耳を傾け，音色，リズム，速度，強弱などに気を付けながら繰り返し模奏するようにすることが大切である。また，視奏では，階名唱やリズム唱，体や楽器によるリズム打ちに十分慣れるようにした上で，簡単なリズム譜を見て演奏するようにするなど，音色感やフレーズ感，リズム感などを十分に育てることが求められる。

なお，範奏は，教師や児童による演奏をはじめ，視聴覚教材等の利用，専門家による演奏などが考えられる。

イ 楽曲の気分を感じ取り，思いをもって演奏すること。

この事項は，音楽を感じ取って器楽の表現を工夫する能力を育成するために，楽曲の気分を感じ取り，思いをもって演奏する内容を示したものである。なお，「楽曲の気分」とは，第2章第2節2の〔共通事項〕で説明した「曲想」のうち，低学年の児童が感じ取りやすい「気分」を取り上げたものである。

低学年の児童は，楽曲を楽しんで聴き，模倣して演奏しようとする傾向が見られる。このような児童の実態を踏まえ，楽曲の気分を感じ取り，それを表現に生かし，思い

をもって演奏するようにすることが求められる。「思いをもって演奏する」とは、表現に対する自分の考えや願いをもって演奏することを意味している。思いをもって演奏することにより、児童がその感性や創造性を発揮しながら、自分にとって価値のある新しい器楽の表現をつくりだすことにつながるのである。

指導に当たっては、児童が楽曲を聴いて感じ取ったことや想像したことを友達と伝え合いながら表現を豊かにしていく活動を通して、表現を工夫する楽しさを味わうようにすることが大切である。また、表現を工夫する手掛かりを常に音楽の中に求める習慣を身に付けるようにするとともに、感じ取ったことを基に様々な表現の工夫を試す体験を積み重ねることも重要なこととなる。

なお、楽曲の気分にあった絵や写真、様々な視聴覚教材による音や映像を利用して、楽曲の気分を感じ取るようにすることなどが望まれる。

ウ 身近な楽器に親しみ、音色に気を付けて簡単なリズムや旋律を演奏すること。

この事項は、楽曲に合った表現の能力を育成するために、身近な楽器に親しみ、音色に気を付けて簡単なリズムや旋律を演奏する内容を示したものである。

低学年で取り上げる身近な楽器は、「第3指導計画の作成と内容の取扱い」2(4)に、「イ第1学年及び第2学年で取り上げる身近な楽器は、様々な打楽器、オルガン、ハーモニカなどの中から学校や児童の実態を考慮して選択すること。」と示している。楽器の選択に当たっては、児童が親しみやすく、比較的手軽に器楽の表現を楽しむことができるものから取り組み、徐々に扱う楽器の種類を増やし、楽器に直接触れる喜びを実感できるような学習を進めていくことが重要である。

低学年の児童は、楽器やそれを演奏することに興味・関心をもち、様々な楽器に触れて、自分でいろいろな音を出そうとする活動を好む傾向が見られる。このような児童の実態を踏まえ、様々な楽器の音色のよさや面白さに気付くことのできるような学習を進めていくことが重要であり、このことが楽器の演奏の仕方の能力を身に付ける素地となる。

指導に当たっては、学校や児童の実態などを考慮して、身近な楽器に楽しく触れることが大切となる。また、様々な楽器を体験し、楽器の音色や強弱などを感じ取るようにすることが求められる。さらに、音色に気を付けながら簡単なリズムや親しみのある旋律を演奏する活動を通して、楽器の演奏の仕方を身に付けるようにすることが大切である。

エ 互いの楽器の音や伴奏を聴いて、音を合わせて演奏すること。

この事項は、音を合わせて演奏する能力を育成するために、互いの楽器の音や伴奏を聴いて、音を合わせて演奏する内容を示したものである。

斉奏や合奏においては、自分の演奏を全体の中で調和させて演奏することが求められる。「互いの楽器の音や伴奏を聴いて」とは、自分の音だけではなく友達の音や伴奏を聴きながら演奏することを意味している。

低学年の児童は、積極的に斉奏や合奏に取り組もうとする傾向が見られる。このような実態を生かし、音を合わせて演奏しようとする意欲を育て、器楽の表現の楽しさを感じるようにする。

指導に当たっては、音程やリズムに気を付けて、友達と合わせて演奏したり、伴奏の流れを感じ取って演奏したりする楽しさを感じるようにすることが大切である。また、様々な楽器を用いた合奏では、自分や友達が担当している楽器の役割を意識し、演奏の面白さや気持ちを合わせた演奏の喜びを味わうようにすることが求められる。

### **(3) 音楽づくりの活動を通して、次の事項を指導する。**

この項目は、音楽づくりの活動を通して基礎的な表現の能力を育てることについて示したものである。なお、「音楽づくり」とは、児童が自らの感性や創造性を発揮しながら自分にとって価値のある音や音楽をつくることである。

低学年の音楽づくりの活動では、音の様々な特徴に気付く能力、音を音楽に構成する能力を育てていくことが指導のねらいとなる。

これらのねらいを実現するためには、耳を澄まして音を聴き、音の出し方や組合せを工夫し、音楽の仕組みに着目してそれを手掛かりに音を音楽へとしていく活動を行うことなどが大切なこととなる。

低学年では、音遊びや簡単な音楽づくりを十分に楽しむようにする。そのためには、声や身の回りの音を使った活動を通して、声や音の様々な特徴や面白さに気づき、それらを生かした活動に親しむようにする。また、音楽の仕組みを生かし、思いをもって簡単な音楽をつくる楽しさを味わうようにすることが大切である。そのため、音遊びや音を音楽にしていく活動に親しみながら、〔共通事項〕との関連を十分に図り、楽しい音楽づくりの活動を進めることが大切である。

ア 声や身の回りの音の面白さに気付いて音遊びをすること。

この事項は、音の様々な特徴に気付く能力を育成するために、声や身の回りの音の面白さに気付いて音遊びをする内容を示したものである。

低学年では、声や身の回りの音、楽器などを使って音遊びをしながら、音の特徴を感じ取り、それを生かした表現をすることで、音への関心を高めていくことが大切である。

ここで言う「声」とは、歌声だけでなく、ささやき声やため息のように息を使った音、擬声語や擬態語なども含む。また「身の回りの音」とは、自然や生活の中で耳にする音、身近な楽器や身の回りの物で出せる音を意味している。「音遊び」とは、友達とかかわりながら、音楽的な約束事を決めて、それに基づいて楽しく活動し、音で表現していくものである。音楽的な約束事とは、音の素材や音楽を特徴付けている要素などをあらかじめ決めておき、活動に取り組みやすくするものである。

指導に当たっては、身の回りの様々な音について、それぞれの音に特徴があることや一つの音の素材から様々な音が出せることなどに気づき、音の面白さや豊かさを味わうようにする。

音遊びの例としては、リズムを模倣したり、言葉を唱えたり、そのリズムを打った

りする遊び，言葉の抑揚を短い旋律にして歌う遊び，身の回りの音や自分の体を使って出せる音などから気に入った音を見付ける遊び，体の動きに合わせて声や音を出す遊びなどが考えられる。

イ 音を音楽にしていくことを楽しみながら，音楽の仕組みを生かし，思いをもって簡単な音楽をつくること。

この事項は，音を音楽に構成する能力を育成するために，音を音楽にしていくことを楽しみながら，音楽の仕組みを生かし，思いをもって簡単な音楽をつくる内容を示したものである。

「音を音楽にしていく」とは，音楽の仕組みを手掛かりとして，それぞれの音を関連付けて楽しみながら一つのまとまりを形づくるようにしていくことである。ここで言う「思いをもって」とは，「こんな音を出してみたい」など，音楽をつくることに対する考えや願いをもつことである。「簡単な音楽」とは，児童がそれまでに身に付けている力を使って十分つくれるような音楽という意味である。

指導に当たっては，児童が見付けた様々な音を用いるようにするなど，自ら音に働きかけて音を音楽にしていく過程を楽しむようにする。その際，教師は児童の感じ方や表現のよさを積極的に認めていくことが大切である。

活動の例としては，わらべうたに使われている音を用いて，問いと答えになるような短い旋律をつくる活動，短いリズムをつくり，それを反復したりつないだりして簡単な音楽にする活動などが考えられる。

#### **(4) 表現教材は次に示すものを取り扱う。**

この項目は，歌唱教材と器楽教材を選択する場合の観点及び歌唱共通教材について示したものである。

ア 主となる歌唱教材については、各学年ともウの共通教材を含めて、斉唱及び輪唱で歌う楽曲

イ 主となる器楽教材については、既習の歌唱教材を含めて、主旋律に簡単なリズム伴奏や低声部などを加えた楽曲

ウ 共通教材

〔第1学年〕

「うみ」 (文部省唱歌) はやしりゅう は 林柳波作詞 いのうえたけし 井上武士作曲

「かたつむり」 (文部省唱歌)

「日のまる」 (文部省唱歌) たかの たつゆき 高野辰之作詞 おかの ていいち 岡野貞一作曲

「ひらいたひらいた」 (わらべうた)

〔第2学年〕

「かくれんぼ」 (文部省唱歌) はやしりゅうは 林柳波作詞 しもふさかんいち 下総皖一作曲

「春がきた」 (文部省唱歌) たかの たつゆき 高野辰之作詞 おかの ていいち 岡野貞一作曲

「虫のこえ」 (文部省唱歌)

「夕やけこやけ」 なかむら う こう 中村雨紅作詞 くさかわしん 草川信作曲

低学年で取り上げる主な歌唱教材は、ウの共通教材を含めて、斉唱及び輪唱で歌う楽曲が対象となる。共通教材については、従前は各学年4曲の中から3曲を含めて扱うこととしていたが、今回の改訂で4曲すべてを扱うこととした。

歌唱教材の選択に当たっては、楽曲の内容や音域が、低学年の児童に適したものであり、児童の実態に応じ、無理なく楽しく表現できるものであることが大切である。その際、児童が親しみやすい内容の歌詞やリズム、旋律をもつ教材を選ぶなど、児童の興味・関心に十分配慮するとともに、友達と一緒に歌う喜びを味わうことができる斉唱や輪唱を取り上げるようにすることが大切である。

低学年で取り上げる主な器楽教材は、歌唱で学習した教材や親しみのある器楽曲の旋律に、打楽器などによる簡単なリズム伴奏や平易な低声部を加えた楽曲などが対象となる。

器楽教材の選択に当たっては、主な旋律に加えるリズム伴奏が児童の実態に応じた平易

なものであり、楽曲の気分が感じ取りやすいものを主に取り上げるようにする。また、合奏全体の響きを支えるための低声部は、主音及び属音を中心とし、児童の実態に応じて他の音を加えた楽曲を取り上げることが望ましい。

## B 鑑賞

### (1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を指導する。

この項目は、鑑賞の活動を通して基礎的な鑑賞の能力を育てることについて示したものである。

低学年の鑑賞の活動では、楽曲を全体にわたって感じ取る能力、楽曲の構造を理解して聴く能力、楽曲の特徴や演奏のよさを理解する能力を育てていくことが指導のねらいとなる。

これらのねらいを実現するために、音楽を聴いて感動する体験などを大切にしながら、児童が思いをもって楽しく聴こうとしたり、音楽を全体にわたって感じ取ったりする活動を進めていくことが重要である。

低学年では、まず、音楽を聴く楽しさを十分に味わうようにすることが重要なこととなる。そのためには、児童が思いを広げながら楽曲の気分を感じ取って聴いたり、音楽を形づくっている要素のかかわり合いを感じ取って聴いたりすることができるような学習活動の工夫や教材選択の工夫が大切なこととなる。また、楽曲を聴いて想像したことや感じ取ったことを言葉で表すなどして、楽曲や演奏の楽しさに気付くようにしながら、〔共通事項〕との関連を十分に図り、楽しい鑑賞の活動を進めることが大切である。

ア 楽曲の気分を感じ取って聴くこと。

この事項は、楽曲を全体にわたって感じ取る能力を育成するために、楽曲の気分を感じ取って聴く内容を示したものである。なお、「楽曲の気分」とは、第2章第2節

2の〔共通事項〕で説明した「曲想」のうち、低学年の児童が感じ取りやすい「気分」を取り上げたものである。

したがって、ここでは音楽を部分的に取り扱ったり、分析的に指導したりするのではなく、常に楽曲全体を味わい、音楽を聴くことに親しみをもつようにすることが指導のねらいとなる。

低学年では、楽曲全体にわたる気分を感じ取るために、常に楽曲の流れを感じ取りながら聴く楽しさを味わうようにすることが求められる。

指導に当たっては、音楽に合わせて歩くなど体の動きを取り入れたり、楽曲の気分が異なる音楽を聴き比べたりする活動などを通して、楽曲の気分を全体的に感じ取るようにすることが大切である。

イ 音楽を形づくっている要素のかかわり合いを感じ取って聴くこと。

この事項は、楽曲の構造を理解して聴く能力を育成するために、音楽を形づくっている要素のかかわり合いを感じ取って聴く内容を示したものである。

低学年では、音楽を形づくっている要素に興味・関心をもち、注意深く集中して聴く習慣を身に付け、音楽を聴く楽しさを味わうようにすることが求められる。そのためには、例えば、リズムや旋律が反復したり問いと答えのように掛け合ったりするような、音楽を形づくっている要素がかかわり合っていることを感じ取る活動が考えられる。

指導に当たっては、主な旋律を口ずさんだり、楽曲を特徴付けているリズムを手で打ったり、あるいは体を動かしながらフレーズ、速度、強弱などを感じ取ったりするなど、音楽を形づくっている要素に気付いて楽しく聴く活動を工夫することが大切である。



ウ 楽曲を聴いて想像したことや感じ取ったことを言葉で表すなどして、楽曲や演奏の楽しさに気付くこと。

この事項は、楽曲の特徴や演奏のよさを理解する能力を育成するために、楽曲を聴いて想像したことや感じ取ったことを言葉で表すなどして、楽曲や演奏の楽しさに気付く内容を示したものである。

低学年では、児童が音楽を聴くことに親しみをもつようにすることが求められる。その際、音楽を聴いて想像したことや感じ取ったことを教師や友達など身近な相手に伝えようとする気持ちを育てることが大切である。

指導に当たっては、教師が、「楽曲のどこからそのように感じたのか」などと問い掛けることによって、想像したことや感じ取ったことを言葉で表していく活動を設定することが大切である。児童が気付いたことや感じ取ったこと、心に思い描いた様子を言葉に表すなどして相手に伝えることは、教師の発問と児童の応答の中などで、一人一人の感じ方のよさを認め、友達の感じ方に気付いたり、自分の感じ方を広げたりすることにもつなげることができる。

## (2) 鑑賞教材は次に示すものを取り扱う。

この項目は、鑑賞の学習で取り上げる教材を選択する場合の観点について示したものである。

ア 我が国及び諸外国のわらべうたや遊びうた、行進曲や踊りの音楽など身体反応の快さを感じ取りやすい音楽、日常生活に関連して情景を思い浮かべやすい楽曲

イ 音楽を形づくっている要素の働きを感じ取りやすく、親しみやすい楽曲

ウ 楽器の音色や人の声の特徴を感じ取りやすく親しみやすい、いろいろな演奏形態による楽曲

アの事項は、児童がいろいろな種類の音楽に親しむようにし、児童の発達に応じて適切な教材を選択するための観点である。具体的には、我が国や諸外国の音楽を身近に感じることができるわらべうたや遊びうた、リズム、拍の流れ、フレーズなどを感じ取りやすく自然に体を動かしたくなる音楽、身の回りの物や事象に関連し、情景を思い浮かべやすい楽曲などを教材として選択することが大切である。

イの事項は、音楽を形づくっている要素の働きが生み出すよさや面白さを感じ取り、音楽に親しむことができる教材を選択するための観点である。具体的には、親しみやすいリズムや旋律が現れる楽曲、リズムや旋律が反復する面白さを感じ取りやすい楽曲、速度や強弱の違いがはっきりとした楽曲など、音楽を特徴付けている要素及び音楽の仕組みのかかわり合いを感じ取りやすく、感覚的にも親しみやすい楽曲を教材として選択することが大切である。

ウの事項は、児童にとって親しみやすい、いろいろな演奏形態の音楽に接し、楽器の音色や人の声の特徴及び演奏の楽しさを感じ取ることができる教材を選択するための観点である。具体的には、一つ一つの楽器の音色あるいは人の声の特徴を聴き取りやすく、楽器の演奏の仕方に興味・関心をもつことのできる楽曲などを教材として選択することが大切である。

鑑賞教材の選択に当たっては、児童が音楽を身近に感じることができる親しみやすい楽曲を選択し、音楽への興味・関心を深めるようにする必要がある。上記ア、イ、ウの観点が相互にかかわり合っていることに十分配慮し、指導のねらいに即したイの観点を含み、アやウの観点とかかわりをもたせやすい楽曲を選択することが望まれる。また、視聴覚教材を活用して演奏している場面を見たり、音楽に合わせて演奏のまねをしたりするなど、演奏のよさや楽しさに気付くように配慮することが望まれる。

## 〔共通事項〕

### (1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を指導する。

〔共通事項〕は、表現及び鑑賞のすべての活動において、共通に指導する内容を示したものである。

指導に当たっては、表現及び鑑賞の各活動の中で指導し、[共通事項]に示す内容のみを扱う学習にならないように配慮することが必要である。

ア 音楽を形づくっている要素のうち次の(ア)及び(イ)を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取ること。

(ア) 音色，リズム，速度，旋律，強弱，拍の流れやフレーズなどの音楽を特徴付けている要素

(イ) 反復，問いと答えなどの音楽の仕組み

この事項は、(ア)の音楽を特徴付けている要素及び(イ)の音楽の仕組みを聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取ることについて示したものである。

(ア)の低学年で取り扱う音楽を特徴付けている要素は、音色，リズム，速度，旋律，強弱，拍の流れ，フレーズなどである。

「音色」とは、声や楽器などから出すことができる様々な音の表情を指す。一人の声や一つの楽器から、歌い方や楽器の演奏の仕方を工夫することによって、多様な音色を引き出すことができる。

「強弱」とは、音の大きさ、音量のような絶対的な数値で表されるものだけでなく、楽曲の各部分で相対的に感じられるものである。音色とかかわって、力強い音、優しい音などの音の質感によって強弱が表されることもある。

「拍の流れ」とは、音楽の拍が一定の時間的間隔をもって刻まれたり、間隔に伸び縮みが生じたりすることを指す。こうした拍の流れを感じ取りながら音楽に合わせて歌ったり、演奏したり、拍の流れの伸び縮みによって生まれる音楽の微妙な変化に気付きながら音楽を聴いたりすることが求められる。

「フレーズ」とは、音楽の流れの中で、自然に区切られるまとまりを指している。

(イ)の低学年で取り扱う音楽の仕組みは、反復，問いと答えなどである。

「反復」には、リズムや旋律などが連続して繰り返される反復、音楽のいくつかの場所で合間をおいて繰り返される反復、A－B－Aの三部形式に見られる再現による

反復などがある。

「問いと答え」とは、ある音やフレーズ、旋律に対して、一方の音やフレーズ、旋律が互いに呼応する関係にあるものを指す。例えば、Aという問いに対して同じようにAと答えるもの（模倣）、Aに対してBやCといった異なった音やフレーズ、旋律で答えるもの（対照）、長いAに対して短いBを挿入するもの（合いの手）などがある。また、一人が歌いかけそれに大勢が答えて歌うという形式もある。

指導に当たっては、表現及び鑑賞の各活動において、音楽を特徴付けている要素や音楽の仕組みを聴き取りやすい楽曲を教材として選び、それらの働きが生み出す音楽のよさや面白さ、美しさなどを感じ取ることができるように指導を工夫する必要がある。

イ 身近な音符、休符、記号や音楽にかかわる用語について、音楽活動を通して理解すること。

この事項は、「第3指導計画の作成と内容の取扱い」2(6)に示した音符、休符、記号や音楽にかかわる用語を、表現及び鑑賞の各活動を通して理解することについて示したものである。

音符、休符、記号や音楽にかかわる用語の指導については、単にその名称や意味を知ることだけでなく、表現及び鑑賞の様々な活動の中で、児童がその有用性を実感しながら意味や働きを理解し、表現及び鑑賞の各活動に用いていくようにすることが重要である。

指導に当たっては、児童の発達や学習状況に配慮しながら、意図的、計画的に取り上げるようにすることが大切である。

## 第2節 第3学年及び第4学年の目標と内容

### 1 目 標

- (1) 進んで音楽にかかわり、音楽活動への意欲を高め、音楽経験を生かして生活を明るく潤いのあるものにする態度と習慣を育てる。
- (2) 基礎的な表現の能力を伸ばし、音楽表現の楽しさを感じ取るようにする。
- (3) 様々な音楽に親しむようにし、基礎的な鑑賞の能力を伸ばし、音楽を味わって聴くようにする。

(1) は、児童が進んで音楽にかかわり、音楽活動に対する意欲を高め、音楽経験を生活に生かす態度と習慣を育てることについて示したものである。

中学年の児童は、知的側面の成長に伴って理解する力が増してくる。また、音楽に対する想像力も豊かになり、自己表現の意欲も次第に高まってくる。そして、音楽表現を友達と協力して工夫するなど、集団で協力する活動を好む傾向が見られるようになる。

この目標を実現するためには、このような中学年の特性を踏まえ、表現の仕方を工夫し、音楽のよさや面白さ、美しさを感じ取りやすい魅力のある教材を取り上げ、児童が音楽のよさや面白さ、美しさを積極的に感じ取れるように学習活動を展開し、音楽活動への意欲を高めていくようにすることが大切である。さらに、児童が学習や学校生活で得た音楽経験を家庭や地域社会での生活に生かし、また、家庭や地域社会で得た音楽経験を学習や学校生活に生かすことにより、生活は明るく潤いのあるものになる。ここでは、児童が進んで音楽にかかわることによって、音楽活動への意欲を高め、学校での音楽経験を生かして、生活の中にある様々な音や音楽にも関心をもつようにし、生活の中で音楽に親しむ態度と習慣を育てることを求めている。

(2) は、基礎的な表現の能力を伸ばし、音楽表現の楽しさを感じ取るようにするこ

とについて示したものである。

「基礎的な表現の能力」とは、歌唱、器楽、音楽づくりの活動を通してはぐくまれるものであり、視唱、視奏の能力や楽譜についての理解、音楽を形づくっている要素に対する感受性と、それに支えられた表現の技能などを指している。

ここでは、低学年で身に付けた能力を基に、児童の発達に応じて、これらの能力を確実に伸ばすことを意味している。

中学年の児童は、音の高さを聴き分ける能力が特に発達してくる。そこで、聴唱や聴奏の能力を伸ばし、視唱や視奏によって旋律の動きや旋律同士のかかわりを意識できるようにすることを通して、音楽表現を工夫する能力を身に付けるようにする。また、音を音楽に構成する活動を通して、音楽づくりの能力を身に付けるようにすることが重要となる。

また、この時期の児童は、曲想にふさわしい表現を考えたり、思いや意図をもって音楽をつくったりすることができるようになる。したがって音楽表現の楽しさを感じ取るようにするためには、児童の思いや意図を理解し、よりよい表現を求めるようにすることが大切となる。その際、友達と協力して一つの音楽をつくり上げることの楽しさを感じながら、学習を進めるようにすることが重要である。

(3) は、様々な音楽に親しむようにし、基礎的な鑑賞の能力を伸ばし、音楽を味わって聴くようにすることについて示したものである。

「基礎的な鑑賞の能力」とは、音楽を聴いて、音楽を形づくっている要素のかかわり合いや、それによって醸し出される曲想を感じ取り、味わう能力のことである。

ここでは、低学年で身に付けた能力を基に、児童の発達に応じて、これらの能力を確実に伸ばすことを意味している。

中学年の児童は、音楽を聴いて感じたことを人に伝えながら、自分の感じ方や考え方を把握できるようになる。そこで、音楽を形づくっている要素のかかわり合いに意識を向けた鑑賞活動を進める中で、音楽から感じ取ったことを、言葉や体の動き、音楽などで表して、音楽を特徴付けている要素や音楽の仕組みの働きを把握することが重要となる。

「様々な音楽に親しむ」とは、鑑賞活動を通して、人々に長く親しまれてきた楽曲

など、いろいろな種類の音楽に出会うようにすることである。そのため、音楽を形づくっている要素の働きや演奏表現の違いを感じ取りやすい楽曲など、児童にとって魅力のある教材を選択することによって、音楽を聴く楽しさを味わうようにすることが大切である。

音楽鑑賞は、本来、音楽の全体にわたる美しさを享受することである。そのためには、楽曲の一部に焦点を当てた指導や、音楽を特徴付けている要素や音楽の仕組みを聴き分ける指導にとどまるのではなく、楽曲の全体の流れに浸りながら、曲想をじっくりと味わうことができるような指導を行うことが重要となる。児童が自分の感じ方を大切にしながら、音楽の聴き方や感じ方を深めていくような指導が求められる。

## 2 内 容

### A 表 現

#### (1) 歌唱の活動を通して、次の事項を指導する。

この項目は、歌唱の活動を通して基礎的な表現の能力を伸ばすことについて示したものである。

中学年の歌唱の活動では、聴唱・視唱の能力、音楽を感じ取って歌唱の表現を工夫する能力、楽曲に合った表現の能力、声を合わせて歌う能力を伸ばしていくことが指導のねらいとなる。

これらのねらいを実現するためには、歌うことが好きという児童の気持ちを大切にしながら、児童が意欲をもって主体的に取り組むような歌唱の活動を進めることが大切なこととなる。そして、そのような歌唱の活動の中で、歌う喜びを味わい、歌うことを通して音楽のよさに触れるような指導が求められる。

中学年では、児童が歌い方の基礎を身に付けたり、思いや意図をもって歌う楽しさを味わったりしながら、〔共通事項〕との関連を十分に図り、楽しい歌唱の活動を進めることが大切である。

ア 範唱を聴いたり、ハ長調の楽譜を見たりして歌うこと。
-----------------------------

この事項は、聴唱・視唱の能力を育成するために、範唱を聴いたり、ハ長調の楽譜を見たりして歌う内容を示したものである。

中学年の児童は、楽譜に対する関心も高くなり、理解力も向上する。さらに、音楽表現への意欲も高まり、自らより豊かな音楽表現を求める姿も見られるようになる。このような児童の実態を踏まえて、音楽を形づくっている要素を感じ取りながら聴唱する能力を一層伸ばすとともに、ハ長調の視唱に慣れ親しむようにすることが重要と



なる。

指導に当たっては、リズムや音程に注意するとともに、旋律の表現を豊かにすることを目指して聴唱するようにすることが大切である。また、この段階の視唱においては、特に楽譜と音との関連を意識した学習指導を展開し、音符、休符、記号や音楽にかかわる用語の指導も併せて行い、音楽の流れを感じ取りながら楽しく読譜することに慣れるようにすることが求められる。

なお、範唱は、教師や児童による演奏をはじめ、視聴覚教材等の利用、専門家による演奏などが考えられる。

イ 歌詞の内容、曲想にふさわしい表現を工夫し、思いや意図をもって歌うこと。

この事項は、音楽を感じ取って歌唱の表現を工夫する能力を育成するために、歌詞の内容、曲想にふさわしい表現を工夫し、思いや意図をもって歌う内容を示したものである。

中学年の児童は、歌詞の意味や内容にふさわしい表現の工夫ができるようになり、表現をより豊かなものにしていこうとする意欲の高まりが見られる。また、音楽表現の豊かさや美しさにもこれまで以上に気付くようになってくる。このようなことから、一つ一つの言葉の意味するところや歌詞全体の内容を把握したり、曲想や音楽を形づくっている要素の働きを感じ取ったりしながら、それを基に楽曲の特徴に合った歌い方を工夫し、思いや意図をもって歌うようにすることが大切である。

ここで言う「曲想にふさわしい表現を工夫し」とは、音楽を形づくっている要素のかかわり合いを感じ取って、曲想にふさわしい表現を工夫することである。なお、「曲想」については、第2章第2節2の〔共通事項〕で説明しているとおりである。また、「思いや意図をもって歌う」とは、表現に対する自分の明確な考えや願い、意図をもって歌うことを意味している。ここには、児童が自ら考え、試行錯誤し、主体的に歌唱の活動に取り組んで欲しいという願いを込めている。このような活動を目指すことは、児童が自らの感性や創造性を発揮しながら、自分にとって価値のある新しい歌唱

の表現をつくりだすことにつながるのである。

指導に当たっては、自分の思いや意図が表現できるように繰り返し歌ったり、友達の表現を互いに聴き合ってそのよさを発見したり、音楽の流れを体全体で受け止めて生き生きと歌ったり、体の動きを伴った活動をしたりするなど、様々な活動を工夫する必要がある。また、歌唱の表現を工夫する手掛かりを音楽の中に求め、感じ取ったことを基に工夫した表現を互いに聴き合いながら、それぞれの表現のよさを感じ取る体験を積み重ねることも大切なこととなる。

ウ 呼吸及び発音の仕方に気を付けて、自然で無理のない歌い方で歌うこと。

この事項は、楽曲に合った表現の能力を育成するために、呼吸及び発音の仕方に気を付けて、自然で無理のない歌い方で歌う内容を示したものである。

中学年の児童は、歌詞の内容にふさわしい表現への意欲が高まるとともに、高学年の響きのある歌い方へのあこがれも強くなり、今まで以上に発声や発音に気を付けて歌うことができるようになる。したがって中学年においては、音楽を形づくっている要素の働きを感じ取って発声や発音などの歌い方に生かすなど、楽しい歌唱の活動を通して、児童が自信をもって歌うことができるように指導していくことが求められる。

「自然で無理のない歌い方で歌う」とは、児童一人一人の声の持ち味を生かしつつも、音楽的には曲想にふさわしい自然な歌い方をし、身体的には成長の過程にある児童の声帯に無理のかからない歌い方をするということである。これは、合唱曲などの西洋音楽の技法によってつくられた楽曲を歌う際には、従来行われてきている頭声的な発声と差異はない。しかし、教材によってはその楽曲の音楽的な特徴から頭声的な発声では不自然である場合もあり、歌唱の表現の幅を広げるという意味からも「自然で無理のない歌い方」としている。

指導に当たっては、声域や声量など、児童の実態を十分に考慮し、母音、子音、濁音、鼻濁音などの発音に十分に気を付けながら、きれいな発音で歌うように指導を進めることが大切となる。また、児童が自分の歌声の特徴を感じ取りながら歌うことが

できるように配慮することが望ましい。

エ 互いの歌声や副次的な旋律，伴奏を聴いて，声を合わせて歌うこと。

この事項は，声を合わせて歌う能力を育成するために，互いの歌声や副次的な旋律，伴奏を聴いて，声を合わせて歌う内容を示したものである。

ここで言う「副次的な旋律」とは，主な旋律の流れに合わせた別の旋律であり，音の高さやリズムが違う旋律のことである。

中学年の児童は，友達と歌声を合わせて歌う活動に積極的に取り組むようになるとともに，発声や発音などの歌い方の基礎的な能力の向上も見られ，合唱などの歌声を重ねた活動を楽しむことができるようになる。そこでこの時期に，自分の歌声と友達の歌声を調和させるとともに，伴奏の響きや副次的な旋律の響きを聴きながら，適切な歌声で歌う能力を身に付けるようにする。その際，心を合わせて歌う喜びも体験できるように配慮することが望ましい。

指導に当たっては，低学年で学習してきた斉唱及び輪唱の楽曲に加え，楽曲の一部が二部合唱になっている合唱曲，楽曲全体が簡単な二部合唱になっている合唱曲などを，適切に準備することが大切である。その上で，互いの歌声が一つになったり，重なり合ってきれいに響き合ったりすることに気付くような指導の工夫を行い，楽しく無理なく，声を合わせて歌う活動ができるように配慮することが望ましい。

## (2) 器楽の活動を通して，次の事項を指導する。

この項目は，器楽の活動を通して基礎的な表現の能力を伸ばすことについて示したものである。

中学年の器楽の活動では，聴奏・視奏の能力，音楽を感じ取って器楽の表現を工夫する能力，楽曲に合った表現の能力，音を合わせて演奏する能力を育てていくことが指導のねらいとなる。

これらのねらいを実現するためには，低学年で味わった器楽の表現の楽しさを基盤にしながら，既習の楽器を含めてリコーダーや鍵盤<sup>けん</sup>楽器などの演奏に，児童が意欲をもつ

て主体的に取り組むような器楽の活動を実践することが重要なこととなる。そして、そのような器楽の活動の中で、楽器の音色や表現を工夫したり、思いや意図をもって演奏したりする喜びを味わうようにすることが大切である。さらに、児童が楽器の演奏の仕方の基礎を身に付けたり、思いや意図をもって演奏する楽しさを味わったりしながら、〔共通事項〕との関連を十分に図り、楽しい器楽の活動を進めることが大切である。

ア 範奏を聴いたり、ハ長調の楽譜を見たりして演奏すること。

この事項は、聴奏・視奏の能力を育成するために、範奏を聴いたり、ハ長調の楽譜を見たりして演奏する内容を示したものである。

中学年では、範奏を聴いて、音色を工夫して旋律を演奏しようとしたり、正確なリズムで演奏しようとしたりするようになる。また、楽譜に対する関心も高まる。このような児童の実態を踏まえ、音楽を形づくっている要素を聴き取って演奏する能力を伸ばしたり、低学年で身に付けたリズム譜を視奏する能力を生かしてハ長調の楽譜の視奏に慣れ親しむようにしたりすることが重要となる。

指導に当たっては、低学年での学習経験を生かして、範奏の聴き取りを深め、主な旋律や副次的な旋律を、音色、リズム、強弱、速度などに注意しながら演奏するようにすることが大切である。また、ハ長調の楽譜の視奏においては、音楽の流れを感じ取りながら楽しく読譜することに慣れるよう指導することが大切である。その際、音符、休符、記号や音楽にかかわる用語の指導を合わせた活動を工夫することが求められる。

なお、範奏は、教師や児童による演奏をはじめ、視聴覚教材等の利用、専門家による演奏などが考えられる。

イ 曲想にふさわしい表現を工夫し、思いや意図をもって演奏すること。

この事項は、音楽を感じ取って器楽の表現を工夫する能力を育成するために、曲想

にふさわしい表現を工夫し、思いや意図をもって演奏する内容を示したものである。

中学年では、楽曲の特徴を意識して聴いたり、感じ取ったことや想像したことを伝え合ったり、それを生かして演奏したりしようとする意欲が見られるようになる。このような児童の実態を踏まえ、曲想を感じ取り、それを表現に生かし、思いや意図をもって演奏するようにすることが重要である。

ここで言う「曲想にふさわしい表現を工夫し」とは、音楽を形づくっている要素のかかわり合いを感じ取って、曲想にふさわしい表現をつくり出すことである。なお、ここで言う「曲想」については、第2章第2節2の〔共通事項〕で説明しているとおりである。また、「思いや意図をもって演奏する」とは、表現に対する明確な考えや願い、意図をもって演奏するということを意味している。ここには、児童が自ら考え、試行錯誤し、主体的に器楽の活動に取り組んで欲しいという願いを込めている。このような活動を目指すことは、児童が自らの感性や創造性を発揮しながら、自分にとって価値のある新しい器楽の表現をつくり出すことにつながるのである。

指導に当たっては、曲想の変化に合わせて表現したり、強弱や速度などの違いによる表現方法を様々に試したりすることで、表現を工夫する楽しさを味わうようにすることが大切である。また、表現を工夫する手掛かりを音楽の中から求め、表現のよさを感じ取る体験を積み重ねることも重要なこととなる。

ウ 音色に気を付けて旋律楽器及び打楽器を演奏すること。

この事項は、楽曲に合った表現の能力を育成するために、音色に気を付けて旋律楽器及び打楽器を演奏する内容を示したものである。

中学年で取り上げる楽器については、「第3指導計画の作成と内容の取扱い」2(4)に、「ウ 第3学年及び第4学年で取り上げる旋律楽器は、既習の楽器を含めて、リコーダーや鍵盤<sup>けん</sup>楽器などの中から学校や児童の実態を考慮して選択すること。」「ア 各学年で取り上げる打楽器は、木琴、鉄琴、和楽器、諸外国に伝わる様々な楽器を含めて、演奏の効果、学校や児童の実態を考慮して選択すること。」と示している。

旋律楽器については、低学年で経験した楽器を含めて、児童の興味・関心、これまでの学習経験や技能、その演奏効果、学校の実情を考慮して適切なものを取り扱うようにすることが大切である。その際、低学年で慣れてきた楽器では、中学年における歌唱教材の主な旋律や副次的な旋律、和音などを演奏できるようにする。

打楽器については、低学年で経験した楽器を含めて、和太鼓などの和楽器や諸外国に伝わる打楽器を学習内容に応じて適切に取り扱い、我が国の音楽や郷土の音楽、諸外国の音楽に対する関心を高めるようにすることが重要である。

中学年になると、様々な楽器やそれらの演奏の仕方に興味・関心をもつようになる。このような児童の実態を踏まえ、楽器のもつ固有の音色やその響きの特徴を生かした楽器の演奏の仕方を身に付けるようにすることが大切である。

指導に当たっては、学校や児童の実態等を十分に考慮して、楽器の演奏の仕方が身に付くように、楽器の音色を工夫しながら、易しいリズムや旋律の演奏から徐々に継続的に取り組むようにすることが求められる。また、簡単な斉奏や合奏を通して、友達の演奏を聴いたり見たりすることで、適切な楽器の演奏の仕方に気付くようにすることも必要である。

エ 互いの楽器の音や副次的な旋律，伴奏を聴いて，音を合わせて演奏すること。

この事項は、音を合わせて演奏する能力を育成するために、互いの楽器の音や副次的な旋律，伴奏を聴いて，音を合わせて演奏する内容を示したものである。

重奏や合奏においては、自分の演奏を全体の中で調和させて演奏することが求められる。「互いの楽器の音」、「伴奏を聴いて」とは、自分の音だけでなく、友達の音や伴奏を聴きながら演奏することを意味している。ここで言う「副次的な旋律」とは、主な旋律の流れに合わせた別の旋律であり、音の高さやリズムが違う旋律のことを指す。また、主な旋律とは異なった装飾的な旋律を指すオブリガートも含むものである。

中学年になると、友達と合わせて演奏する活動に積極的に取り組むようになる。このような児童の実態を踏まえ、リズムや主な旋律，副次的な旋律や和声が生み出す響き

を感じ取って演奏するようにすることが大切である。また、重奏や合奏による活動の楽しさを味わい、気持ちを合わせて演奏しようとする意欲を育てることが重要となる。

指導に当たっては、児童が自らの表現のよさに気付くよう、互いの演奏を聴き合うようにすることが大切である。また、重奏や合奏では、自分が担当しているパートやそれぞれの楽器の役割を意識し、音を合わせる喜びを味わうようにすることも大切となる。その際、楽曲全体を繰り返して演奏するだけでなく、一部分を取り上げ、速度を落として演奏したり、リズムや主な旋律、副次的な旋律などを取り上げてパートごとに演奏したり、あるいはそれらを組み合わせて演奏したりするなど、活動を工夫することが重要である。

### **(3) 音楽づくりの活動を通して、次の事項を指導する。**

この項目は、音楽づくりの活動を通して基礎的な表現の能力を伸ばすことについて示したものである。なお、「音楽づくり」とは、児童が自らの感性や創造性を発揮しながら自分にとって価値のある音や音楽をつくることである。

中学年の音楽づくりの活動では、音楽づくりのための発想をもち即興的に表現する能力、音を音楽に構成する能力を育てることが指導のねらいとなる。

これらのねらいを実現するために、耳を澄まして音を聴き、音の出し方や組合せを工夫したり、音楽の仕組みに着目し、それを手掛かりに音を音楽へと構成したりする活動に、児童が意欲をもって主体的に取り組むようにすることが重要なこととなる。

中学年では、いろいろな音の響きやその組合せを楽しみ、様々な発想をもって即興的に表現する活動に親しむようにする。そのためには、音楽の仕組みを生かし、思いや意図をもって、〔共通事項〕との関連を十分に図り、まとまりのある音楽をつくる喜びを味わうようにすることが大切である。

ア いろいろな音の響きやその組合せを楽しみ、様々な発想をもって即興的に表現すること。

この事項は、音楽づくりのための発想をもち即興的に表現する能力を育成するために、いろいろな音の響きやその組合せを楽しみ、様々な発想をもって即興的に表現する内容を示したものである。

中学年では、様々な音の響きやその組合せを楽しむようにする。そして、それらを自分の求める表現に生かしながら、音の組合せにかかわる感覚を伸ばすようにすることが大切である。

ここで言う「発想」とは、「これらの音をこうしたら音楽になるかな」といった自分の新しい考えをもつことである。また、「即興的に表現する」とは、あらかじめ楽譜などに示されているとおりに表現するのではなく、その場で直観的に選択したり判断したりして表現することである。

指導に当たっては、一つの楽器でも音の高さや演奏の仕方を変えることによって響き方が異なったり、楽器の材質の違いによって音の特徴や雰囲気異なったりすることに気付くように配慮する必要がある。

即興的な表現の例としては、木、金属、皮など同じ材質の物を使ったり、あるいは異なった材質の物を組み合わせて使ったりして生じるそれぞれの音の響きを生かして表現する活動、線や図形、絵などを楽譜に見立てて声や楽器などの音で表す活動、自分の工夫した音をみんなで模倣したり、自分の工夫した音を使って友達と音で会話したりする活動などが考えられる。

イ 音を音楽に構成する過程を大切にしながら、音楽の仕組みを生かし、思いや意図をもって音楽をつくること。

この事項は、音を音楽に構成する能力を育成するために、音を音楽に構成する過程を大切にしながら、音楽の仕組みを生かし、思いや意図をもって音楽をつくる内容を示したものである。

「音を音楽に構成する」とは、音楽の仕組みを手掛かりとして、いくつかの音を関連付けてまとまりのあるものにしていくことである。その過程では、児童が自分の考



えや願い、「このような音楽にしよう」といった意図をもち、その実現に向けて試行錯誤しながら創意工夫する活動を楽しむようにすることが大切になる。

指導に当たっては、反復、問いと答え、変化などの音楽の仕組みを生かし、音楽の始め方や終わり方を意識して、まとまりのある音楽をつくるようにする。

活動の例としては、問いと答えになるようなリズムや旋律をつくり、それを反復させたり変化させたりする活動、我が国の音楽に使われているような五音音階などを使って簡単な旋律をつくり、それをつないだり音を重ね合わせたりする活動などが考えられる。また、擬声語や擬態語など、言葉をリズムにのせて反復したり組み合わせたりする活動も考えられる。

#### (4) 表現教材は次に示すものを取り扱う。

この項目は、歌唱教材と器楽教材を選択する場合の観点及び歌唱共通教材について示したものである。

ア 主となる歌唱教材については、各学年ともウの共通教材を含めて、斉唱及び簡単な合唱で歌う楽曲

イ 主となる器楽教材については、既習の歌唱教材を含めて、簡単な重奏や合奏にした楽曲

ウ 共通教材

[第3学年]

「うさぎ」 (日本古謡)

「茶つみ」 (文部省唱歌)

「春の小川」 (文部省唱歌) たかのたつゆき 高野辰之作詞 おかのていいち 岡野貞一作曲

「ふじ山」 (文部省唱歌) いわや さざなみ 巖谷小波作詞

[第4学年]

「さくらさくら」 (日本古謡)

「とんび」 くずはら 原しげる作詞 やなただし 梁田貞作曲

「まきばの朝」	(文部省唱歌)	<small>ふなばしえいきち</small> 船橋栄吉作曲
「もみじ」	(文部省唱歌)	<small>たかのたつゆき</small> 高野辰之作詞 <small>おかのていいち</small> 岡野貞一作曲

中学年で取り上げる主な歌唱教材は、ウの共通教材を含めて、斉唱や簡単な合唱で歌う楽曲が対象となる。共通教材については、従前は各学年4曲の中から3曲を含めて扱うこととしていたが、今回の改訂で4曲すべてを扱うこととした。

歌唱教材の選択に当たっては、楽曲の内容や音域が中学年の児童に適したものであり、児童の実態に応じ、無理なく楽しく表現できるものであることが大切である。その際、児童が親しみやすい内容の歌詞やリズム、旋律をもつ教材を選ぶなど、児童の興味・関心に十分配慮するとともに、低学年から経験している斉唱曲や輪唱曲に加えて、豊かな響きを味わうことのできる簡単な合唱曲などを取り上げることが大切である。

中学年で取り上げる主な器楽教材は、歌唱で学習した教材を含め、器楽のためにつくられた重奏や合奏の楽曲などが対象となる。

器楽教材の選択に当たっては、楽曲の構造や楽器の組合せなどが児童の実態に即したものであり、和音の響きを感じ取りやすく、楽しく表現できる楽曲であることが大切である。その際、和音の取扱いについては、I、IV、Vなどを中心とし、特に低音の充実を考慮すること、また、副次的な旋律については、児童が無理なく演奏できるものであることが望ましい。

## B 鑑賞

### (1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を指導する。

この項目は、鑑賞の活動を通して基礎的な鑑賞の能力を伸ばすことについて示したものである。

中学年の鑑賞の活動では、楽曲を全体にわたって感じ取る能力、楽曲の構造を理解して聴く能力、楽曲の特徴や演奏のよさを理解する能力を伸ばしていくことが指導のねらいとなる。

これらのねらいを実現するためには、音楽を聴いて感動する体験などを大切にしながら、児童が思いや意図をもって進んで聴こうとしたり、音楽を全体にわたって味わって聴いたりする学習活動を進めていくことが重要である。

中学年では、低学年で身に付けた鑑賞の能力を基にして、曲想とその変化を感じ取って想像豊かに聴いたり、音楽を形づくっている要素のかかわり合いを感じ取り、楽曲の構造に気を付けて聴いたりしながら、聴く喜びを味わうようにすることが重要なこととなる。また、楽曲を聴いて想像したことや感じ取ったことを言葉で表すなどして、楽曲の特徴や演奏のよさに気付くようにしていくことが大切である。これらの鑑賞の活動を通して、〔共通事項〕との関連を十分に図り、楽しい鑑賞の活動を進めることが大切である。

ア 曲想とその変化を感じ取って聴くこと。

この事項は、楽曲を全体にわたって感じ取る能力を育成するために、曲想とその変化を感じ取って聴く内容を示したものである。

したがって、ここでは音楽を部分的に取り扱ったり、分析的に指導したりするのではなく、常に楽曲全体を味わい、音楽を聴く楽しさに気付くようにすることが指導のねらいとなる。

中学年では、楽曲の全体にわたる曲想とその変化を感じ取るようにすることが重要となる。そのためには、楽曲が表す情景や様子など具体的なイメージを思い浮かべることだけでなく、楽曲の特徴を手掛かりとしながら全体がどのようなになっているのかを見通して聴くことが必要となる。ここでは、常に楽曲の流れを感じ取りながら聴く喜びを味わうようにすることが求められる。また、その楽曲の流れの中で曲想の変化が生み出されていることに気付き、その変化の特徴を感じ取っていくことにより音楽が豊かになっていることも感じ取るようにすることが重要である。

指導に当たっては、楽曲に合わせて体を動かしたり、曲想の異なる楽曲や楽曲の中の対照的な部分を聴き比べたりする活動などを通して、曲想とその変化を感じ取るよ

うにすることが大切である。

イ 音楽を形づくっている要素のかかわり合いを感じ取り，楽曲の構造に気を付けて聴くこと。

この事項は，楽曲の構造を理解して聴く能力を育成するために，音楽を形づくっている要素のかかわり合いを感じ取り，楽曲の構造に気を付けて聴く内容を示したものである。

ここで言う「楽曲の構造に気を付けて聴く」とは，特に音楽の仕組みの働きに着目して，音楽を特徴付けている要素と音楽の仕組みのかかわり合い，すなわち楽曲の構造に気を付けて聴くことを意味している。

そのため，音楽を形づくっている要素のかかわり合いのうち，感じ取りやすいものを取り上げ，それらに気付いて聴く喜びを味わうようにすることが必要である。例えば，リズム，旋律が楽曲の中で反復したり問いと答えのように掛け合ったり，あるいは変化したりするような，音楽を形づくっている要素がかかわり合っていることを感じ取る活動が考えられる。

指導に当たっては，主な旋律を口ずさんだり楽器で演奏したりして親しむようにすることが大切である。また，主な旋律を支えたり飾ったりする副次的な旋律に関心を持ち，旋律と旋律が重なって生まれる響きの広がりを感じ取る活動，速度，強弱，調など，音楽を特徴付けている要素の働きとその効果を感じ取ることなどが考えられる。その際，音楽に合わせて体を動かす活動，学習カード，板書などを工夫して，楽曲の構造に気付くようにすることも大切である。

ウ 楽曲を聴いて想像したことや感じ取ったことを言葉で表すなどして，楽曲の特徴や演奏のよさに気付くこと。

この事項は、楽曲の特徴や演奏のよさを理解する能力を育成するために、楽曲を聴いて想像したことや感じ取ったことを言葉で表すなどして、楽曲の特徴や演奏のよさに気付く内容を示したものである。

中学年では、児童が楽曲の特徴や演奏のよさに気付くようにすることが求められる。そのためには、楽曲を聴いて想像したことや感じ取ったことを教師や友達などに伝えようとする気持ちを育てていくことや、一人一人の感じ方のよさに気付いて認め合うことが重要なこととなる。

児童が音楽を聴いて心の中に描いた様々な情景や様子、気持ちなど想像したことや感じ取ったことを、言葉や体の動き、絵、音で表すなどして教師や友達などに伝えようとすることは、友達の感じ方に気付いたり、自分の感じ方を広げたりすることにもつながるものである。

## (2) 鑑賞教材は次に示すものを取り扱う。

この項目は、鑑賞の学習で取り上げる教材を選択する場合の観点について示したものである。

ア 和楽器の音楽を含めた我が国の音楽、郷土の音楽、諸外国に伝わる民謡など生活とのかかわりを感じ取りやすい音楽、劇の音楽、人々に長く親しまれている音楽など、いろいろな種類の楽曲

イ 音楽を形づくっている要素の働きを感じ取りやすく、聴く楽しさを得やすい楽曲

ウ 楽器や人の声による演奏表現の違いを感じ取りやすい、独奏、重奏、独唱、重唱を含めたいろいろな演奏形態による楽曲

アの事項は、児童がいろいろな種類の音楽に親しむようにし、児童の発達に応じて適切な教材を選択するための観点である。具体的には、箏曲や和太鼓の音楽など和楽器の音楽を含めた我が国の音楽、わらべうたや民謡、祭り囃子など生活している地域で親しまれている郷土の音楽、諸外国の音楽など興味・関心をもちやすい楽曲、児童

にとって親しみやすいオペラやミュージカルなどの一場面など劇の音楽，人々に長く親しまれている楽曲を教材として選択することが大切である。

イの事項は，音楽を形づくっている要素の働きが生み出す音楽のよさや美しさを感じ取り，聴く楽しさを味わうことのできる教材を選択するための観点である。具体的には，反復と変化を感じ取りやすい三部形式の楽曲など，聴く楽しさを得やすい楽曲を教材として選択することが大切である。

ウの事項は，児童がいろいろな演奏形態に親しみ，楽器の音や人の声の特徴及び演奏の魅力を感じ取れるような教材を選択するための観点である。具体的には，管楽器，弦楽器，打楽器などの楽器による独奏曲や重奏曲，独唱曲や重唱曲など，演奏への興味をもたせることのできる楽曲を教材として選択することが大切である。

鑑賞教材の選択に当たっては，音楽の聴き方や感じ方を広げられるように，児童にとって親しみやすく音楽のよさや面白さ，美しさを感じ取ることのできる楽曲を選曲する必要がある。上記ア，イ，ウの観点が相互にかかわり合っていることに十分配慮し，指導のねらいに即したイの観点を含み，アやウの観点とのかかわりをもたせやすい楽曲を選択することが望ましい。また，視聴覚教材を利用して演奏の仕方への興味・関心を深め，演奏のよさや楽しさを感じ取ることができるよう配慮することが望ましい。

## 〔共通事項〕

### (1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して，次の事項を指導する。

〔共通事項〕は，表現及び鑑賞のすべての活動において共通に指導する内容を示したものである。

指導に当たっては，表現及び鑑賞の各活動の中で指導し，〔共通事項〕に示す内容のみを扱う学習にならないように配慮することが必要である。

ア 音楽を形づくっている要素のうち次の(ア)及び(イ)を聴き取り，それらの働きが生み出すよさや面白さ，美しさを感じ取ること。

- (ア) 音色，リズム，速度，旋律，強弱，音の重なり，音階や調，拍の流れやフレーズなどの音楽を特徴付けている要素
- (イ) 反復，問いと答え，変化などの音楽の仕組み

この事項は，(ア)の音楽を特徴付けている要素及び(イ)の音楽の仕組みを聴き取り，それらの働きが生み出すよさや面白さ，美しさを感じ取ることについて示したものである。

(ア)の中学年で取り扱う音楽を特徴付けている要素は，音色，リズム，速度，旋律，強弱，拍の流れやフレーズに加え，音の重なり，音階や調である。

「音の重なり」とは，複数の高さの音が同時に鳴り響くことによって生まれる縦の関係である。ここでは，音が重なり合うことによって生まれる響きのよさや美しさを感じ取ることが主なねらいとなる。

「音階」とは，ある音楽で用いられる基本的な音をおよそ1オクターブ内で高さの順に並べたものである。

「調」とは，主に長調と短調の2種類に代表されるものである。小学校段階では，中学年においてはハ長調を，高学年においてはハ長調及びイ短調を取り扱うこととしている。

(イ)の中学年で取り扱う音楽の仕組みは，反復，問いと答えに加え，変化である。

音楽は時間の経過とともに絶えず変化していくものであるが，音楽の仕組みとしての「変化」とは，音楽を特徴付けている要素及び音楽の仕組みのかかわり合いが変わることによって起こるものである。

指導に当たっては，表現及び鑑賞の各活動において，音楽を特徴付けている要素や音楽の仕組みを聴き取りやすい楽曲を教材として選び，それらの働きが生み出す音楽のよさや面白さ，美しさなどを感じ取ることができるように指導を工夫する必要がある。

イ 音符，休符，記号や音楽にかかわる用語について，音楽活動を通して理解す

ること。

この事項は、「第3指導計画の作成と内容の取扱い」2(6)に示した音符、休符、記号や音楽にかかわる用語を、表現及び鑑賞の各活動を通して理解することについて示したものである。

音符、休符、記号や音楽にかかわる用語の指導については、単にその名称や意味を知るだけでなく、表現及び鑑賞の様々な活動の中で、児童がその有用性を実感しながら意味や働きを理解し、表現や鑑賞の各活動に用いていくようにすることが重要である。

指導に当たっては、児童の発達の特長や学習状況に配慮しながら、意図的、計画的に取り上げるようにすることが大切である。



### 第3節 第5学年及び第6学年の目標と内容

#### 1 目標

- (1) 創造的に音楽にかかわり、音楽活動への意欲を高め、音楽経験を生かして生活を明るく潤いのあるものにする態度と習慣を育てる。
- (2) 基礎的な表現の能力を高め、音楽表現の喜びを味わうようにする。
- (3) 様々な音楽に親しむようにし、基礎的な鑑賞の能力を高め、音楽を味わって聴くようにする。

(1) は、児童が創造的に音楽にかかわり、音楽活動に対する意欲を高め、音楽経験を生活に生かす態度と習慣を育てることについて示したものである。

高学年の児童は、論理的な思考力が高まると同時に、美へのあこがれや探求心も高まってくる。また、社会性の発達に伴い、集団の中で協力し合って一つのものをつくり上げたり、友達の表現のよさを認めたりすることができるようになる。

この目標を実現するためには、こうした高学年の特性を踏まえ、学習によって得た知識や技能を活用しやすく音楽的にも魅力のある教材を選択し、教材を通して学習のねらいに楽しく迫っていけるような指導の工夫を図り、よりよい表現をつくり上げるために創意工夫を凝らしたり、音楽を積極的に聴いてそのよさや美しさを味わったりできるような学習活動を展開し、音楽活動への意欲を一層高めることが大切である。

さらに、児童が学習や学校生活で得た音楽経験を家庭や地域社会に生かし、また、家庭や地域社会で得た音楽経験を学習や学校生活に生かすことにより、生活は明るく潤いのあるものになる。ここでは、児童が創造的に音楽にかかわることによって、音楽活動への意欲を高め、学校での音楽経験を生かして、生活の中にある様々な音や音楽にも関心をもつようにし、生活の中で音楽に親しむ態度と習慣を育てることを求めている。

(2) は、基礎的な表現の能力を高め、音楽表現の喜びを味わうことについて示したものである。

「基礎的な表現の能力」とは、歌唱、器楽、音楽づくりの活動を通してはぐくまれるものであり、視唱、視奏の能力や楽譜についての理解、音楽を形づくっている要素に対する感受性と、それに支えられた表現の技能などを指している。

ここでは、中学年までに身に付けた能力を基に、児童の発達に応じて、これらの能力を確実に高めることを意味している。

高学年の児童は、心身の発達によって響きのある声で歌えるようになる。さらに、社会性の発達に伴って、グループなどの集団における自分の役割を意識して活動できるようになる。また、理解する力が一層向上し、作詞者及び作曲者の意図を探求して、楽曲の理解を深めることができるようになる。そのため、児童が自己の思いや意図をもって表現することに加え、友達とともに考えるなどして楽曲の理解を深め、それを自分たちの音楽表現に生かす能力を身に付けることが重要となる。さらに、高学年の児童は和音や和声に対する感覚が著しく発達する時期であり、いろいろな形態の合唱や合奏などを通して、音の重なりや和声などの響きによる様々な特徴を感じ取ったり、音楽づくりの活動を通して旋律に合う音や和音を探ったりするような活動が重要となる。また、それらを楽譜で確認したり、旋律と旋律及び旋律と和音との関係などを全体的に感じ取って理解できるようにしたりすることも必要となる。

この時期の児童は、曲想を生かした表現を考えたり、様々な発想をもって音楽づくりをしたりして、見通しをもって表現することができるようになる。したがって表現の喜びを味わうようにするためには、児童の思いや意図を理解し、児童が求める表現の実現に向けて指導を工夫し、表現による達成感を得られるようにすることが大切となる。さらに、鑑賞との指導の関連を図りながら、児童が一層充実した表現をできるようにすることも重要である。

(3) は、様々な音楽に親しむようにし、基礎的な鑑賞の能力を高め、音楽を味わって聴くようにすることについて示したものである。

「基礎的な鑑賞の能力」とは、音楽を聴いて、音楽を形づくっている要素のかかわり合いや、それによって醸し出される曲想を感じ取る能力のことである。

ここでは、中学年までに身に付けた能力を基にして、児童の発達に応じて、これらの能力を確実に高めることを意味している。

高学年の児童は、自分の感じたことや考えたことを友達同士で伝え合うことを通して、それぞれの音楽がもつよさや面白さ、美しさを深く感じ取れるようになる。そこで、楽曲の構造に意識を向けた鑑賞活動を進める中で、楽曲の特徴や演奏のよさ、美しさについて感じ取ったことを、言葉や体の動き、音楽などで表して、いろいろな感じ方があることを理解するようにすることが重要となる。

「様々な音楽に親しむ」とは、鑑賞活動を通して、我が国や諸外国で人々に長く親しまれてきた楽曲など、いろいろな種類の音楽と出会うようにすることである。そのため、音楽を形づくっている要素の働きや、声や音の響き合いを感じ取りやすい楽曲など、教材の選択を工夫することによって、聴く喜びを深めるようにすることが大切である。

音楽鑑賞は、本来、音楽の全体にわたる美しさを享受することである。そのためには、楽曲の一部に焦点を当てた指導や、音楽を特徴付けている要素や音楽の仕組みを聴き分ける指導にとどまるのではなく、音楽の全体の流れに浸りながら、曲想をじっくりと味わうことができるような指導を行うことが重要となる。児童が、自分の感じ方を大切にしながら、音楽を深く味わって聴くような指導が求められる。

## 2 内 容

### A 表 現

#### (1) 歌唱の活動を通して、次の事項を指導する。

この項目は、歌唱の活動を通して基礎的な表現の能力を高めることについて示したものである。

高学年の歌唱の活動では、聴唱・視唱の能力、音楽を感じ取って歌唱の表現を工夫する能力、楽曲に合った表現の能力、声を合わせて歌う能力を伸ばしていくことが指導のねらいとなる。

これらのねらいを実現するためには、歌うことが好きという児童の気持ちを大切にしながら、児童が意欲をもって取り組むような歌唱の活動を実践することが大切なこととなる。そして、そのような歌唱の活動の中で、歌う喜びを味わい、歌うことを通して音楽の豊かさやすばらしさに触れるような指導が求められる。

高学年では、これまでに身に付けてきた基礎的な歌唱の能力を発揮して、歌う喜びや歌唱の活動の醍醐味<sup>だいごみ</sup>を味わうようにすることが大切なこととなる。音楽を形づくっている要素の働きから、楽曲のよさや美しさを感じ取るとともに、作詞者や作曲者の思いや意図を受け止め、それを自分の表現に生かすようにし、〔共通事項〕との関連を十分に図り、楽しい歌唱の活動を行うようにすることが大切である。

ア 範唱を聴いたり、ハ長調及びイ短調の楽譜を見たりして歌うこと。

この事項は、聴唱・視唱の能力を育成するために、範唱を聴いたり、ハ長調及びイ短調の楽譜を見たりして歌う内容を示したものである。

高学年では、範唱を聴いてリズムや旋律を歌うだけでなく、その楽曲のよさや演奏の優れているところなどを感じ取る力が身に付いてくる。また、中学年からのハ長調

の旋律の視唱に慣れてきている時期でもある。そこで、リズムや旋律に気を付けて聴くだけでなく、音楽を形づくっている要素や表現の仕方などについて、課題意識をもって聴くようにし、豊かな表現を目指した聴唱へと導くことが大切である。また、視唱については、ハ長調の旋律の視唱に加え、イ短調の視唱に慣れ親しむようにする。

聴唱の指導に当たっては、音楽のよさや美しさを体験するという意識をもって範唱を聴くことが大切である。また、イ短調の視唱は、ハ長調と調号が同じ楽譜の読譜であるが、旋律の感じが異なることから、ハ長調の旋律と比較するなどして、視唱に慣れるようにすることが必要である。そして、音符、休符、記号や音楽にかかわる用語の指導も併せて行い、楽譜と音との関連を意識しながら、音楽の流れを感じ取って楽しく読譜することに慣れるよう指導することが大切である。

なお、範唱は、教師や児童による演奏をはじめ、視聴覚教材等の利用、専門家による演奏などが考えられる。

イ 歌詞の内容、曲想を生かした表現を工夫し、思いや意図をもって歌うこと。

この事項は、音楽を感じ取って歌唱の表現を工夫する能力を育成するために、歌詞の内容、曲想を生かした表現を工夫し、思いや意図をもって歌う内容を示したものである。

高学年の児童は、心の中の様々な思いや考えを、音楽を通して表現したり伝えたりすることができるようになり、自分の思いや意図が聴き手に明確に伝わる歌唱の表現ができるようになる。そのような高学年の実態を踏まえ、歌詞の内容や曲想を生かしたり、音楽を形づくっている要素やその働きを鋭く感じ取ったりしながら表現を工夫し、思いや意図をもって歌うようにすることが大切である。

ここで言う「曲想を生かした表現を工夫」とは、音楽を形づくっている要素のかかわり合いを感じ取り、それを生かして表現を工夫することである。なお、「曲想」については、第2章第2節2の〔共通事項〕で説明しているとおりである。「思いや意図をもって歌う」とは、表現に対する自分の明確な考えや願い、意図をもって歌うと

いうことを意味している。ここには、児童が自ら考え、試行錯誤し、主体的に歌唱の活動に取り組んで欲しいという願いを込めている。このような活動を目指すことは、児童が自らの感性や創造性を発揮しながら、自分にとって価値のある新しい歌唱の表現をつくりだすことにつながるのである。

指導に当たっては、一つ一つの言葉の意味を理解して歌ったり、歌詞のもつリズムや言葉の抑揚に気を付けながらきれいな発音に心掛けて朗読を繰り返して、気持ちを込めて歌ったりすることが大切である。また、音楽を形づくっている要素を手掛かりに、楽曲のよさや美しさ、作詞者や作曲者の意図を探求して、楽曲に対する理解を深めることも大切になる。さらに、豊かな表現を求めて、音楽を形づくっている要素を生かした表現の仕方について考えたり試行錯誤を重ねたりしながら、思いや意図をもって表現する方法を考えることも大切である。

ウ 呼吸及び発音の仕方を工夫して、自然で無理のない、響きのある歌い方で歌うこと。

この事項は、楽曲に合った表現の能力を育成するために、呼吸及び発音の仕方を工夫して、自然で無理のない、響きのある歌い方で歌う内容を示したものである。

高学年の児童は、歌詞の内容や曲想にふさわしい表現への意欲が高まるとともに、表現にふさわしい呼吸や発音の仕方も工夫して、響きのある声で歌うことを求めるようになる。このような児童の実態を踏まえて、児童の個性を生かしながら、柔らかく豊かな響きをもった歌声へと指導を進めることが大切である。また、一つの歌い方だけでなく、音楽を形づくっている要素を感じ取って表現するような活動を進めることが重要である。

「自然で無理のない、響きのある歌い方で歌う」とは、児童一人一人の声の持ち味を生かしつつも、音楽的には曲想にふさわしい自然な歌い方をし、身体的には成長の過程にある児童の声帯に無理のかからない歌い方で、歌声を響かせて歌うということである。これは、合唱曲などの西洋音楽の技法によってつくられた楽曲を歌う際には、

従来行われてきている頭声的な発声と差異はない。しかし、教材によってはその楽曲の音楽的な特徴から頭声的な発声では不自然である場合もある。多様な教材を取り扱う高学年では、これまで以上に歌唱の表現の幅を広げるという意味から「自然で無理のない、響きのある歌い方」としている。

指導に当たっては、歌い方を身に付ける必要性を感じるようにするとともに、児童の表現への意欲を大事にしながら、表現について考える力や低学年から伸ばしてきた楽曲に合った表現の能力に応じ、個性を生かした学習を進める必要がある。また、児童が自らの声の特徴を感じ取りながら歌うことができるようにするとともに、歌声づくりだけを目的とした訓練的な指導にならないように配慮することが望ましい。

エ 各声部の歌声や全体の響き，伴奏を聴いて，声を合わせて歌うこと。

この事項は、声を合わせて歌う能力を育成するために、各声部の歌声や全体の響き，伴奏を聴いて，声を合わせて歌う内容を示したものである。

高学年の児童は、作詞者や作曲者の意図を探求して楽曲を深く理解するとともに、これまでに身に付けてきた歌い方の基礎的な能力を発揮し、友達と協力して合唱などの歌声を重ねた活動に積極的に取り組むようになる。

「各声部」とは、主な旋律や副次的な旋律などを指している。合唱の場合、他の声部の歌声も聴きながら、「全体の響き」の中で自分の歌声を調和させていくことが大切である。

指導に当たっては、歌声が重なって生み出される様々な響きを感じ取ったり、和声の美しい響きを味わったりして、豊かな歌唱の表現になるように工夫することが重要である。また、心を合わせて歌うことの喜びを味わい、歌唱の活動に意欲的に取り組むようにしていくように配慮することが望ましい。

## (2) 器楽の活動を通して、次の事項を指導する。

この項目は、器楽の活動を通して基礎的な表現の能力を高めることについて示したもの

である。

高学年の器楽の活動では、聴奏・視奏の能力、音楽を感じ取って器楽の表現を工夫する能力、楽曲に合った表現の能力、音を合わせて演奏する能力を育てていくことが指導のねらいとなる。

これらのねらいを実現するために、高学年では、既習の楽器を含め電子楽器、和楽器、諸外国に伝わる楽器などの演奏に、児童が意欲をもって主体的に取り組むような器楽の活動を行うことが重要なこととなる。

高学年では、低学年及び中学年において身に付けてきた基礎的な器楽の能力を更に高め、楽器の特徴を生かして表現を工夫したり、楽器の組合せや表現効果を工夫したりして、思いや意図をもって演奏する喜びを一層味わうようにすることが大切なこととなる。さらに、作曲者の意図を汲み取るとともに、自分の思いや意図をもって演奏する楽しさを味わいながら、〔共通事項〕との関連を十分に図り、楽しい器楽の活動を進めることが大切である。

ア 範奏を聴いたり、ハ長調及びイ短調の楽譜を見たりして演奏すること。

この事項は、聴奏・視奏の能力を育成するために、範奏を聴いたり、ハ長調及びイ短調の楽譜を見たりして演奏する内容を示したものである。

高学年になると、範奏を聴いて楽曲や演奏のよさや美しさを判断する力が身に付いてくる。また、中学年でのハ長調の視奏に慣れ親しんだ経験を生かして、ハ長調の楽譜に関心をもって表現しようとする傾向が見られる。このような児童の実態を踏まえ、音楽を形づくっている要素や演奏の仕方などについて、課題意識をもって聴くようにし、豊かな表現を目指した聴奏へと導くことが大切である。また、ハ長調の視奏に加え、イ短調の視奏に慣れ親しむようにする。

指導に当たっては、音楽のよさや美しさを感じ取るという意識をもって範奏を聴くようにすることや視奏することで、音階や調の働きを感じ取って演奏したり、ハ長調とイ短調の違いを感じ取って演奏したりするようにすることが大切である。その際、音楽の流



れを感じ取りながら楽しく読譜することに慣れるよう指導することや、音符、休符、記号や音楽にかかわる用語の指導を合わせた活動を工夫することが求められる。

なお、範奏は、教師や児童による演奏をはじめ、視聴覚教材等の利用、専門家による演奏などが考えられる。

イ 曲想を生かした表現を工夫し、思いや意図をもって演奏すること。

この事項は、音楽を感じ取って器楽の表現を工夫する能力を育成するために、曲想を生かした表現を工夫し、思いや意図をもって演奏する内容を示したものである。

高学年では、児童は様々な表現の仕方を工夫するようになる。このような児童の実態を踏まえて、表現を工夫する手掛かりを音楽を形づくっている要素やそれらの働きに求めるようにすることが重要である。

ここで言う「曲想を生かした表現を工夫し」とは、楽曲の構造が曲想を醸し出していることを理解し、それを生かして表現を工夫することである。また「思いや意図をもって演奏する」とは、表現に対する自分の明確な考えや願い、意図をもって演奏するということを意味している。ここには、児童が自ら考え、試行錯誤し、主体的に器楽の活動に取り組んで欲しいという願いを込めている。このような活動を目指すことは、児童が自らその感性や創造性を発揮しながら、自分にとって価値のある新しい器楽の表現をつくりだすことにつながるのである。

指導に当たっては、楽器の特徴を生かして楽器の組合せを工夫したり、表現効果を高めるための表現方法を工夫したりすることが大切である。また、作曲者の意図を探求して、楽曲に対する理解を深めることも大切である。

ウ 楽器の特徴を生かして旋律楽器及び打楽器を演奏すること。

この事項は、楽曲に合った表現の能力を育成するために、楽器の特徴を生かして旋

律楽器及び打楽器を演奏する内容を示したものである。

「楽器の特徴」とは、楽器のもつ固有の音色や音域、楽器の演奏の仕方による表現の多様さを表している。したがって、「楽器の特徴を生かして」とは、演奏する楽曲の音楽的な特徴にふさわしい楽器の演奏の仕方を工夫することを示している。

高学年で取り上げる楽器については、「第3指導計画の作成と内容の取扱い」2(4)に、「エ 第5学年及び第6学年で取り上げる旋律楽器は、既習の楽器を含めて、電子楽器、和楽器、諸外国に伝わる楽器などの中から学校や児童の実態を考慮して選択すること。」、「ア 各学年で取り上げる打楽器は、木琴、鉄琴、和楽器、諸外国に伝わる様々な楽器を含めて、演奏の効果、学校や児童の実態を考慮して選択すること。」と示している。

楽器の選択に当たっては、中学年までに経験した楽器を含めて、児童の興味・関心、これまでの学習経験や技能、その演奏効果、学校の実情を考慮して適切なものを取り扱うようにする。その際、我が国の音楽や郷土の音楽、諸外国の音楽に対する関心を一層高めるよう配慮することが必要である。

高学年になると、多様な音楽に対する関心や楽器の演奏の仕方への意欲が高まってくる。このような児童の実態を踏まえ、楽器の音色や音域、演奏の仕方による音色の変化などを生かした表現方法を身に付けるようにすることが大切である。

指導に当たっては、低学年及び中学年から継続して取り扱う楽器について、学校や児童の実態などを十分に考慮し、リズムや主な旋律、副次的な旋律や和音の演奏の仕方を、音楽を形づくっている要素に着目しながら身に付けるようにすることが必要である。また、様々な楽器の体験では、演奏の仕方によって音色が変化することを感じ取って表現を工夫するようにすることが大切である。

エ 各声部の楽器の音や全体の響き、伴奏を聴いて、音を合わせて演奏すること。

この事項は、音を合わせて演奏する能力を育成するために、各声部の楽器の音や全体の響き、伴奏を聴いて、音を合わせて演奏する内容を示したものである。

重奏や合奏においては、自分の演奏を全体の中で調和させて演奏することが求められ

る。「各声部」とは、主な旋律や副次的な旋律などを表している。各声部の役割は、一つの楽曲の中でも変化することがある。それらの役割を理解し、強弱などを工夫して表現することが、全体として調和のとれた演奏になる。したがって、各声部の楽器の音や全体の響き、伴奏を聴きながら演奏することが重要となる。

高学年になると、自らの演奏のよさを客観的に判断することができるようになる。このような児童の実態を踏まえて、曲想の変化を感じ取って表現を工夫することが重要である。また、重奏や合奏による器楽の表現の楽しさを味わい、心を合わせて演奏しようとする意欲を育てることが大切である。

指導に当たっては、自らの表現のよさを判断できるように、互いの演奏をじっくりと聴くようにすることが大切である。また、重奏や合奏では、自分が担当しているパートやそれぞれの楽器の役割を意識し、音を合わせる喜びを味わうようにすることも大切となる。その際、楽曲全体を繰り返して演奏するだけでなく、部分を取り上げて各声部の役割を確認することが考えられる。

### **(3) 音楽づくりの活動を通して、次の事項を指導する。**

この項目は、音楽づくりの活動を通して基礎的な表現の能力を高めることについて示したものである。なお、「音楽づくり」とは、児童が自らの感性や創造性を発揮しながら自分にとって価値のある音や音楽をつくることである。

高学年の音楽づくりの活動では、音楽づくりのための発想をもち即興的に表現する能力、音を音楽に構成する能力を育てることが指導のねらいとなる。

これらのねらいを実現するために、耳を澄まして音を聴き、音の出し方や組合せを工夫したり、音楽の仕組みに着目し、それを手掛かりに音を音楽へと構成したりする活動に、児童が意欲をもって主体的に取り組むようにすることが重要なこととなる。

高学年では、これまでの音楽経験で得た音楽表現など、いろいろな音楽表現から音楽づくりの発想を得て、即興的に表現するようにする。そのためには、音楽の仕組みを生かし、つくる音楽の形やそれに至る方法を考えるなど、見通しをもってまとまりのある音楽をつくるようにすることが大切である。さらに、音楽の仕組みを生かし、思いや意図をもって、〔共通事項〕との関連を十分に図り、まとまりのある音楽をつ

くる喜びを味わうようにすることが大切である。

ア いろいろな音楽表現を生かし、様々な発想をもって即興的に表現すること。

この事項は、音楽づくりのための発想をもち即興的に表現する能力を育成するために、いろいろな音楽表現を生かし、様々な発想をもって即興的に表現する内容を示したものである。

高学年では、中学年までに経験してきた、歌唱や器楽、音楽づくり、鑑賞などの様々な音楽表現からいろいろな発想を得て、即興的に表現することをねらいとしている。

このねらいを実現するために、これまでに経験してきた様々な音楽表現を振り返り、その中から自分が即興的に表現するために役立つような発想を得たり、その発想を即興的な表現に生かす方法を考えたりすることが必要となる。なお、ここで言う「発想」とは、「これらの音をこうしたら音楽になるかな」といった自分の新しい考えをもつことである。「即興的に表現する」とは、あらかじめ楽譜などに示されているとおりに表現するのではなく、その場で直観的に選択したり判断したりして表現することである。

指導に当たっては、今までの音楽経験を生かして、児童が音楽的な約束事を決めて表現を工夫したり、いろいろな音楽の中から即興的な表現を見つけて表現の工夫に生かしたりするような活動が考えられる。

即興的な表現の例としては、身の回りの楽器を使ってその楽器が出せる様々な音を探る活動、自分の工夫した音を使って友達と音で会話する活動、自分の工夫した音を反復したり友達の工夫した音と組み合わせたりする活動などが考えられる。

イ 音を音楽に構成する過程を大切にしながら、音楽の仕組みを生かし、見通しをもって音楽をつくること。

この事項は、音を音楽に構成する能力を育成するために、音を音楽に構成する過程

を大切にしながら、音楽の仕組みを生かし、見通しをもって音楽をつくる内容を示したものである。

音を音楽に構成するために、音楽の仕組みを手掛かりとして、いくつかの音を関連付けてまとまりのあるものにしていくことがねらいとなる。その過程においては、児童がつくる過程を楽しみながら試行錯誤し、考えたり判断したりしながら創意工夫する活動を楽しむようにすることが大切である。また、音楽の仕組みを生かし、つくる音楽の形やそれに至る方法などを考えるなど、見通しをもってまとまりのある音楽をつくることが大切となる。

指導に当たっては、児童が明確な考えや願い、意図をもつようにし、それを実現するために必要な音楽を特徴付けている要素や音楽の仕組みを選んだり組み合わせたりして、まとまりのある音楽になるようにすることが重要である。そのためには、互いの表現を聴き合い、よさを認めたり、意見を述べたりして、よりよい表現を目指すことが求められる。

活動の例としては、自分たちで選んだ音階を用いて旋律をつくったり、それに反復や変化を加えたりする活動、いくつかのリズム・パターンを重ねたり組み合わせたりする活動、さらに、それらの構成を工夫し、まとまりのある音楽をつくる活動などが考えられる。

#### **(4) 表現教材は次に示すものを取り扱う。**

この項目は、歌唱教材と器楽教材を選択する場合の観点及び歌唱共通教材について示したものである。

ア 主となる歌唱教材については、各学年ともウの共通教材の中の3曲を含めて、  
斉唱及び合唱で歌う楽曲

イ 主となる器楽教材については、楽器の演奏効果を考慮し、簡単な重奏や合奏にした楽曲

ウ 共通教材

〔第5学年〕

「こいのぼり」 (文部省唱歌)

「子もり歌」 (日本古謡)

「スキーの歌」 (文部省唱歌) はやしりゆうは 林柳波作詞 はしもとくにひこ 橋本国彦作曲

「冬げしき」 (文部省唱歌)

[第6学年]

「えてんらくいまよう越天楽今様 (歌詞は第2節まで)」 (日本古謡) じちん 慈鎮和尚作歌

「おぼろ月夜」 (文部省唱歌) たかのたつゆき 高野辰之作詞 おかのていいち 岡野貞一作曲

「ふるさと」 (文部省唱歌) たかのたつゆき 高野辰之作詞 おかのていいち 岡野貞一作曲

「われは海の子 (歌詞は第3節まで)」 (文部省唱歌)

高学年で取り上げる主な歌唱教材は、ウの共通教材を含めて、斉唱及び合唱で歌う楽曲が対象となる。共通教材については、従前は各学年4曲の中から2曲を含めて扱うこととしていたが、今回の改訂で各学年4曲の中から3曲を含めて扱うこととした。

教材の選択に当たっては、楽曲の内容や音域が、高学年の児童に適したものであり、児童の実態に応じ、無理なく楽しく表現できるものであることが大切である。その際、児童が親しみやすい内容の歌詞やリズム、旋律をもつ教材を選ぶなど、児童の興味・関心に十分配慮するとともに、豊かで美しい響きのハーモニーを十分に味わうことができる合唱曲を取り上げるようにすることが大切である。

高学年で取り上げる主な器楽教材は、歌唱で扱った教材に必ずしもとらわれることなく、楽器の特徴や演奏効果を考慮して器楽のためにつくられた重奏や合奏の楽曲が対象となる。

器楽教材の選択に当たっては、楽曲の構造や楽器の組合せなどが児童の実態に即したものであり、和音の響きを感じ取りやすく、楽しく表現できる楽曲であることが大切である。その際、和音の取扱いについては、I、IV、V、V<sub>7</sub>などを中心とし、特に、低音の充実を考慮することが求められる。また、副次的な旋律については、児童が無理なく演奏できるものであることが望ましい。

## B 鑑賞

### (1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を指導する。

この項目は、鑑賞の活動を通して基礎的な鑑賞の能力を高めることについて示したものである。

高学年の鑑賞の活動では、楽曲を全体にわたって感じ取る能力、楽曲の構造を理解して聴く能力、楽曲の特徴や演奏のよさを理解する能力を高めていくことが指導のねらいとなる。

これらのねらいを実現するために、音楽を聴いて感動する体験などを大切にしながら、児童が思いや意図をもって進んで聴こうとしたり、音楽を全体にわたって味わって聴いたりする学習活動を進めていくことが重要である。

高学年では、中学年までに身に付けた鑑賞の能力を基にして、曲想とその変化などの特徴を感じ取って想像豊かに聴いたり、音楽を形づくっている要素のかかわり合いを感じ取り、楽曲の構造を理解して聴いたりしながら、聴く喜びを深めるようにすることが重要なこととなる。また、楽曲を聴いて想像したことや感じ取ったことを言葉で表すなどして、楽曲の特徴や演奏のよさを理解することが大切である。これらの鑑賞の活動を通して、〔共通事項〕との関連を十分に図り、楽しい鑑賞の活動を進めることが大切である。

ア 曲想とその変化などの特徴を感じ取って聴くこと。

この事項は、楽曲を全体にわたって感じ取る能力を育成するために、曲想とその変化などの特徴を感じ取って聴く内容を示したものである。

したがって、ここでは音楽を部分的に取り扱ったり、分析的に指導したりするのではなく、常に楽曲全体の流れの中で音楽を聴く楽しさを味わうようにすることが指導のねらいとなる。

高学年では、楽曲全体にわたる曲想とその変化などの特徴を感じ取るようにするこ

とが重要なこととなる。そのためには、音楽が表す情景や様子など具体的なイメージを思い浮かべることだけでなく、楽曲の特徴を手掛かりとしながら楽曲の全体を見通して聴くことが必要となる。ここでは、常に音楽の流れを感じ取りながら聴く喜びを深めるようにすることが求められる。また、その音楽の流れの中で曲想の変化が生み出されていることに気づき、その変化の特徴を感じ取っていくことにより音楽が豊かになっていることも感じ取るようにすることが重要である。

指導に当たっては、体を動かす活動を通して音楽の移りゆく変化を感じ取ったり、曲想が異なる楽曲、楽曲の中の対照的な部分を聴き比べたりするなど、曲想とその変化などの特徴を感じ取るようにすることが大切である。また、我が国の音楽と諸外国の音楽などを聴き比べることで、曲想や音楽の特徴の違いを感じ取る活動も考えられる。

イ 音楽を形づくっている要素のかかわり合いを感じ取り、楽曲の構造を理解して聴くこと。

この事項は、楽曲の構造を理解して聴く能力を育成するために、音楽を形づくっている要素のかかわり合いを感じ取り、楽曲の構造を理解して聴く内容を示したものである。

ここで言う「楽曲の構造を理解して聴く」とは、音楽を特徴付けている要素と音楽の仕組みのかかわり合いを、音楽の仕組みの働きに着目して感じ取り、それを理解して聴くことを意味している。

そのため、音楽を形づくっている要素のかかわり合いのうち、感じ取りやすいものを取り上げ、それらに気付いて聴く喜びを深めるようにすることが必要である。例えば、リズム、旋律が楽曲の中で反復したり変化したり、主な旋律と副次的な旋律とがかかわり合ったり、あるいは旋律と一体となる和音の響きなど、音楽を形づくっている要素がかかわり合ったりしていることを感じ取る活動が考えられる。

指導に当たっては、主な旋律を口ずさんだり楽器で演奏したりして親しむようにす



ることが大切である。また、主な旋律と副次的な旋律との重なりや和声の響きの働きを感じ取る活動、速度、強弱、調など音楽を特徴付けている要素の働きとその効果を感じ取ることなどが考えられる。その際、音楽に合わせて体を動かす活動、学習カード、板書などを工夫して、楽曲の構造を理解するようにすることも大切である。

ウ 楽曲を聴いて想像したことや感じ取ったことを言葉で表すなどして、楽曲の特徴や演奏のよさを理解すること。

この事項は、楽曲の特徴や演奏のよさを理解する能力を育成するために、楽曲を聴いて想像したことや感じ取ったことを言葉で表すなどして、楽曲の特徴や演奏のよさを理解する内容を示したものである。

高学年では、児童が楽曲の特徴や演奏のよさを理解するようにすることが求められる。そのためには、楽曲を聴いて想像したことや感じ取ったことの原因を、音楽の中から見付けて、自分の意見や感想をもつようにすることが必要となる。

指導に当たっては、ア、イの事項を通して聴き取ったことや感じ取ったことを、音楽を形づくっている要素にかかわること、曲想にかかわることなどに分けて整理する活動、自分の好きな楽曲のよさを紹介文にする活動などが考えられる。また、曲想とその変化などの特徴、音楽を形づくっている要素のかかわり合いから感じ取ったことを、体の動き、絵、造形、音などで表すなどして教師や友達と意見を交換する活動は、楽曲の特徴や演奏のよさを理解することにつながる。

## (2) 鑑賞教材は次に示すものを取り扱う。

この項目は、鑑賞の学習で取り上げる教材を選択する場合の観点について示したものである。

ア 和楽器の音楽を含めた我が国の音楽や諸外国の音楽など文化とのかかわりを感じ取りやすい音楽、人々に長く親しまれている音楽など、いろいろな種類の

## 楽曲

イ 音楽を形づくっている要素の働きを感じ取りやすく、聴く喜びを深めやすい

## 楽曲

ウ 楽器の音や人の声が重なり合う響きを味わうことができる、合奏、合唱を含めたいろいろな演奏形態による楽曲

アの事項は、児童がいろいろな種類の音楽に親しむようにし、児童の発達に応じて適切な教材を選択するための観点である。具体的には、我が国の音楽の特徴を感じ取りやすい和楽器による音楽、雅楽、歌舞伎<sup>かぶき</sup>、狂言、文楽の一場面などを含め多くの人々に親しまれている我が国の音楽、諸外国で多くの人々に親しまれ伝えられている音楽など、我が国の伝統や文化への理解を深め、諸外国の文化への興味・関心をもたせる音楽を教材として選択することが考えられる。また、人々に長く親しまれている音楽をはじめ、世界のいろいろな音楽のうち、教材選択の観点イ、ウと関連をもたせやすい楽曲を選択することが大切である。

イの事項は、音楽を形づくっている要素の働きが生み出す音楽のよさ、美しさを感じ取り、聴く喜びを味わうことができる教材を選択するための観点である。具体的には、旋律の反復と変化、旋律と旋律とのかかわり合いや重なりによる響きを感じ取りやすい楽曲、問いと答え、反復と変化がはっきりと現れる楽曲、音楽を形づくっている要素と曲想とのかかわりを感じ取りやすい楽曲など、楽曲の構造を理解しやすく、聴く喜びを深めやすい楽曲を教材として選択することが大切である。

ウの事項は、児童がいろいろな演奏形態に親しみ、楽器の音や人の声の重なり合う響き、及び演奏の魅力を味わうことのできる教材を選択するための観点である。具体的には、楽器の音色や演奏の仕方の特徴を感じ取りやすく、アンサンブルの楽しさを味わうことのできる室内楽、楽器の多様な組合せから生まれる響きの美しさを感じ取りやすい吹奏楽、協奏曲、管弦楽曲などの合奏曲を教材として選択することが大切である。また、ソプラノ、アルト、テノール、バスなど人の声の特徴と歌声の表情を味わいやすい歌曲、声の組合せから生まれる響きの美しさを感じ取りやすい重唱曲や合唱曲を教材として選択することが大切である。

鑑賞教材の選択に当たっては、児童がいろいろな種類の音楽への興味・関心をもち、表現の豊かさを味わうことのできる楽曲を選択し、音楽の聴き方や感じ方を深めるようにする必要がある。上記ア、イ、ウの観点が相互にかかわり合っていることに十分配慮し、指導のねらいに即したイの観点を含み、アやウの観点とかかわりをもたせやすい楽曲を選択することが望まれる。また、視聴覚教材を活用して、演奏表現の豊かさを十分に味わうことができるように配慮することが望ましい。

## 〔共通事項〕

### (1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を指導する。

〔共通事項〕は、表現及び鑑賞のすべての活動において共通に指導する内容を示したものである。

指導に当たっては、表現及び鑑賞の各活動の中で指導し、〔共通事項〕に示す内容のみを扱う学習にならないように配慮することが必要である。

ア 音楽を形づくっている要素のうち次の(ア)及び(イ)を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取ること。

(ア) 音色、リズム、速度、旋律、強弱、音の重なりや和声の響き、音階や調、拍の流れやフレーズなどの音楽を特徴付けている要素

(イ) 反復、問いと答え、変化、音楽の縦と横の関係などの音楽の仕組み

この事項は、(ア)の音楽を特徴付けている要素及び(イ)の音楽の仕組みを聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取ることについて示したものである。

(ア)の高学年で取り扱う音楽を特徴付けている要素は、音色、リズム、速度、旋律、強弱、音の重なり、音階、調、拍の流れ、フレーズに加え、和声の響きである。

「和声の響き」とは、調のある音楽での音の重なりとその響きである。

(イ)の高学年で取り扱う音楽の仕組みは、反復、問いと答え、変化に加え、音楽の

縦と横の関係である。

「音楽の縦と横の関係」とは、音の重なり方を縦、音楽における時間的な流れを横と考え、その縦と横の織りなす関係を指している。音楽を、音楽の縦と横の関係から聴き取り、その働きを感じ取ることが大切となる。

指導に当たっては、表現及び鑑賞の各活動において、音楽を特徴付けている要素や音楽の仕組みを聴き取りやすい楽曲を教材として選び、それらの働きが生み出す音楽のよさや面白さ、美しさなどを感じ取ることができるように指導を工夫する必要がある。

イ 音符，休符，記号や音楽にかかわる用語について，音楽活動を通して理解すること。

この事項は、「第3指導計画の作成と内容の取扱い」2(6)に示した音符，休符，記号や音楽にかかわる用語を，表現及び鑑賞の各活動を通して理解することについて示したものである。

音符，休符，記号や音楽にかかわる用語の指導については，単にその名称や意味を知ることだけでなく，表現及び鑑賞の様々な活動の中で，児童がその有用性を実感しながら意味や働きを理解し，表現や鑑賞の各活動に用いていくようにすることが重要である。

指導に当たっては，児童の発達の特長や学習状況に配慮しながら，意図的，計画的に取り上げるようにすることが大切である。

## 第4章 指導計画の作成と内容の取扱い

### 1 指導計画作成上の配慮事項

指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 第2の各学年の内容の〔共通事項〕は表現及び鑑賞に関する能力を育成する上で共通に必要なものであり、表現及び鑑賞の各活動において十分な指導が行われるよう工夫すること。

各学年で〔共通事項〕として示した事項では表現及び鑑賞の各活動を通して指導することが重要である。

指導計画の作成に当たっては、各領域の指導項目と〔共通事項〕で示しているア、イとの関連を図り、年間を通して継続的にこれらを取り扱うように工夫することが重要である。

各活動においては、〔共通事項〕のアに示している音楽を形づくっている要素のうち、(ア)「音楽を特徴付けている要素」及び(イ)「音楽の仕組み」の中から指導のねらいに即して必要なものを取り扱い、児童がそれらを聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取り、それを表現及び鑑賞の各活動に生かすよう十分指導することが大切である。

また、〔共通事項〕のイに示している音符、休符、記号や音楽にかかわる用語については、「第3指導計画の作成と内容の取扱い」2(6)に示すものを、児童の実態に即して、6年間を通じて理解できるようにすることが大切である。

このように〔共通事項〕は、表現及び鑑賞のすべての活動において共通に必要な指導内容を示している。このため、指導計画の作成に当たっては、これらの事項を表現及び鑑賞の各活動の中に位置付けることによって指導の関連を図るようすることが必要である。

(2) 第2の第5学年及び第6学年の内容の「A表現」の指導に当たっては、学校や児童の実態等に応じて、合唱や合奏、重唱や重奏などの表現形態を選んで学習できるようにすること。

高学年になると、児童は自分の表現を大事にするようになり、表現活動に対して自分の思いや願いを強くもつようになる。また、音楽的な嗜好が強まり、自分にとって興味のある活動を一層深めたいという気持ちも強くなる。

このようなことから、高学年の表現活動では、学校の実情や児童の興味・関心などを十分に考慮しつつ、児童が表現形態を選択してより楽しい学習を進めることができるようにし、より豊かな音楽表現を求めるようにしていくことが大切である。

指導計画の作成に当たっては、自分の考えや願いを実現できるようにするため、児童が表現形態を選んで学習を進めることができる題材を用意するとともに、弾力的な指導ができるよう多様な教材を複数用意することが大切である。その際、いずれの表現形態においても音楽のよさや美しさを感じ取ることができる教材であること、また、児童の実態に応じて表現の喜びを感じ取ることのできる教材であることなどに十分配慮して教材を選択することが大切である。

指導に当たっては、学級で児童が話し合っ<sup>て</sup>表現形態を選択したり、目的に応じてグループで表現形態を選択したりするなど、児童の主体的な学習活動を活発に進めるようにすることが大切である。その上で、合唱や合奏などの活動において全員で一つの音楽をつくったり、重唱や重奏などの活動において友達と<sup>し</sup>思いや意図を共有しながら表現したりする体験を通して、協同する喜びを感じることができるような指導を重視していくことが求められる。

(3) 国歌「君が代」は、いずれの学年においても歌えるよう指導すること。

児童が、将来国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長するためには、国歌を尊重する態度を養うようにすることが大切である。

小学校音楽科においては、「国歌「君が代」は、いずれの学年においても歌えるよう指導すること」とし、国歌「君が代」の指導の趣旨を明確化した。

音楽科としては、このような意味から、国歌「君が代」をいずれの学年においても指導し、入学式や卒業式等必要なときには、児童がいつでも歌えるようにしておかなければならない。そのためには、表現学習の目標や内容と関連させ、児童の発達の段階に即していずれの学年においても適切な指導を行うような指導計画を作成する必要がある。

指導に当たっては、低学年では上級生が歌うのを聴いたり、楽器の演奏やCD等による演奏を聴いたりしながら親しみをもつようにし、みんなと一緒に歌えるようにすること、中学年では歌詞や楽譜を見て覚えて歌えるようにすること、高学年では国歌の大切さを理解するとともに、歌詞や旋律を正しく歌えるようにすることが大切である。

国歌の指導に当たっては、国歌「君が代」は、日本国憲法の下において、日本国民の総意に基づき天皇を日本国及び日本国民統合の象徴とする我が国の末永い繁栄と平和を祈念した歌であることを理解できるようにする必要がある。

(4) 低学年においては、生活科などとの関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。特に第1学年においては、幼稚園教育における表現に関する内容などとの関連を考慮すること。

この事項は、低学年の児童の表現の特性や傾向を考慮し、他教科等との関連を積極的に図るようになし、幼稚園教育の表現に関する内容などとの関連を図ること

について示したものである。

幼児期は体験活動が中心の時期であり，周りの人や物，自然などの環境に体ごとにかかわり全身で感じるなど，活動と場，体験と感情が密接に結び付いている。小学校低学年の児童は同じような発達の特性をもっており，体験を通して感じたことや考えたことなどを，常に自分なりに組み換えながら学んでいる。

このような発達の特性を生かし，生活科など他教科等との関連を積極的に図ったり，幼稚園や保育所，認定こども園における表現に関する内容などを参考にして低学年の題材を検討したりする工夫が必要である。例えば，育成を図る資質や能力を明らかにした上で，題材を選択する時期を他教科等の関連的な題材と時期を合わせるものが考えられる。音楽科における歌唱の表現活動において，生活科など他教科等で学習した内容を関連付けることにより，歌詞の表す情景や気持ちをより豊かに感じ取って歌うことができるようにしたり，季節や地域の行事にかかわる活動と関連した表現を工夫するようにしたりするなどして，より広がりのある表現活動を楽しむことも考えられる。

(5) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき，道徳の時間などとの関連を考慮しながら，第3章道徳の第2に示す内容について，音楽科の特質に応じて適切な指導をすること。

学習指導要領の第1章総則の第1の2においては，「学校における道徳教育は，道徳の時間を<sup>かなめ</sup>要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり，道徳の時間はもとより，各教科，外国語活動，総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて，児童の発達の段階を考慮して，適切な指導を行わなければならない」と規定されている。

これを受けて，音楽科の指導においては，その特質に応じて，道徳について適切に指導する必要があることを示すものである。

音楽科における道徳教育の指導においては，学習活動や学習態度への配慮，教師の



態度や行動による感化とともに、以下に示すような音楽科の目標と道德教育との関連を明確に意識しながら、適切な指導を行う必要がある。

音楽科においては、目標を「表現及び鑑賞の活動を通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育てるとともに、音楽活動の基礎的な能力を培い、豊かな情操を養う。」と示している。

音楽を愛好する心情や音楽に対する感性は、美しいものや崇高なものを尊重する心につながるものである。また、音楽による豊かな情操は、道德性の基盤を養うものである。

なお、音楽の共通教材は、我が国の伝統や文化、自然や四季の美しさや、夢や希望をもって生きることの大切さなどを含んでおり、道德的心情の育成に資するものである。

次に、道德教育の<sup>かなめ</sup>要としての道德の時間の指導との関連を考慮する必要がある。音楽科で扱った内容や教材の中で適切なものを、道德の時間に活用することが効果的な場合もある。また、道德の時間で取り上げたことに関係のある内容や教材を音楽科で扱う場合には、道德の時間における指導の成果を生かすように工夫することも考えられる。そのためにも、音楽科の年間指導計画の作成などに際して、道德教育の全体計画との関連、指導の内容及び時期等に配慮し、両者が相互に効果を高め合うようにすることが大切である。

## 2 内容の取扱いと指導上の配慮事項

第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 各学年の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、音楽との一体感を味わい、想像力を働かせて音楽とかかわることができるよう、指導のねらいに即して体を動かす活動を取り入れること。

この事項は、体を動かす活動を取り入れることについて示したものである。

児童が音楽を全体にわたって感じ取っていくためには、体のあらゆる感覚を使って音楽をとらえていくことが必要となる。児童が体全体で音楽を感じ取ることを通して、音楽学習の基礎となる想像力がはぐくまれていくのである。このように、児童が音楽との一体感を味わうことができるようにするためには、音楽に合わせて歩いたり、動作をしたりするなどの体を動かす活動を取り入れることが大切である。

「想像力を働かせて音楽とかかわる」とは、児童が表現したり鑑賞したりする活動の中で、場面や様子、情景などの具体的なもののイメージをもつことである。それとともに、音楽を聴いてその楽曲全体がどのような構造になっており、どのようにその楽曲を表現したり、聴き取ったりするかという、全体的な見通しをもつことでもある。児童が思いや意図をもって主体的な表現をしたり、創造的な鑑賞を行ったりするためには、全体的な見通しをもつという意味でのイメージが重要になる。

指導に当たっては、体を動かすこと自体をねらいとするのではなく、音楽を感じ取る趣旨を踏まえた体験活動であることに留意する必要がある。

(2) 和音及び和声の指導については、合唱や合奏の活動を通して和音のもつ表情を感じ取ることができるようにすること。また、長調及び短調の楽曲においては、I、IV、V及びV<sub>7</sub>などの和音を中心に指導すること。

この事項は、和音や和声の取扱いについて示したものである。

和音や和声の取扱いについては、これらを理論的な指導に偏るのではなく、あくまでも音楽活動を進める中で、児童の音楽的な感覚に訴えとともに、合唱や合奏、音楽づくりなど、具体的な活動を通して指導することが必要である。

例えば、和音については、音の重ね方をいろいろと工夫して表現したり、それらを互いに聴き合ったりして、和音のもつ表情や、その表情が変化するよさや美しさを味わうようにすることが考えられる。また、和声については、旋律にふさわしい和音の連結による音楽の響きを感じ取り、感覚的にその変化のよさや美しさを味わうようにすることが考えられる。その際、和声に対する感覚の育成を、児童の発達の段階に応じて行うようにする必要がある。例えば、旋律に対する低声部の役割を感覚的にとらえ、それらを手掛かりに和声の学習へと発展させることなどが考えられる。

長調や短調などによる音楽を取り扱う場合には、その基本となるI、IV、V及びV<sub>7</sub>の和音を中心に指導し、学習の内容や教材、児童の経験などの実態に応じて、適宜、その他の和音も用いるように配慮する。

(3) 歌唱の指導については、次のとおり取り扱うこと。

ア 相対的な音程感覚を育てるために、適宜、移動ド唱法を用いること。

イ 歌唱教材については、共通教材のほか、長い間親しまれてきた唱歌、それぞれの地方に伝承されているわらべうたや民謡など日本のうたを含めて取り上げるようにすること。

ウ 変声以前から自分の声の特徴に関心をもたせるとともに、変声期の児童に対して適切に配慮すること。

これらの事項は、歌唱の指導の取扱いについて示したものである。

アの事項は、相対的な音程感覚を育てるために、適宜、移動ド唱法を用いることについて示したものである。

「相対的な音程感覚を育てる」とは、各長調の主音をドとし、各短調の主音をラとした階名唱において、音程の間隔を相対的に感じ取る力を育てることである。なお、階名唱とは、移動ド唱法を指す。この唱法によって、音と音との関係を感じ取るという相対的な音程感覚が身に付くようになる。そのため、児童の実態を十分考慮しながら、学習のねらいなどに即して移動ド唱法を用いて指導をすることが重要である。

イの事項は、歌唱教材として、唱歌、わらべうたや民謡など日本のうたを選択する観点について示したものである。

各学年の「A表現」の(4)において、共通教材も含めて歌唱教材について示しているが、各学校の児童の実態に合った教材を幅広い視野から選び、指導の工夫をすることが大切である。

多くの人々に長い間親しまれてきた日本のうたには、唱歌や童謡など、児童が豊かな表現を楽しむことのできるものが数多くある。人々の生活や心情と深いかかわりを持ちながら、世代を超えて受け継がれてきた我が国の音楽文化といえるものであり、また、季節や自然などを美しい現象としていとおしんできた日本人の感性が息づいている音楽とも言える。

また、わらべうたや民謡、日本古謡は、我が国の伝統的な音感覚に根ざした音楽で

あり，歌唱共通教材として取り上げたものも，古くから親しまれ，比較的広い範囲の地域で歌われてきたものである。しかし，こうした日本のうたのもつよさや楽しさは，むしろそれぞれの土地に伝承され親しまれてきたものにこそ味わいのあるものが多い。

ウの事項は，変声期前後の児童への指導の配慮について示したものである。

学年が進むと，身体の成長に伴い，小学校においても変声期に入る児童がいる。そのため，変声期以前から，変声は成長の証<sup>あかし</sup>であること，その時期や変化には個人差があることを指導し，児童が安心して歌えるように配慮しながら歌唱指導を進めていくことが大切である。

また，高学年の「A表現」の(1)ウに示している「自然で無理のない，響きのある歌い方」について，変声期以前から指導することによって，児童が自分の歌声に関心を持ちながら，よりよい響きを感じ取った歌い方を身に付けることができるようにすることが重要である。具体的には，変声期中に，変声期以前に身に付けた歌い方を意識しながら声帯に無理のない歌い方で歌うようにしたり，変声が落ち着く頃から児童に合った音域で歌うようにしたりするなど，児童の実態に応じて，指導を工夫するようになる。

(4) 各学年の「A表現」の(2)の楽器については，次のとおり取り扱うこと。

ア 各学年で取り上げる打楽器は，木琴，鉄琴，和楽器，諸外国に伝わる様々な楽器を含めて，演奏の効果，学校や児童の実態を考慮して選択すること。

イ 第1学年及び第2学年で取り上げる身近な楽器は，様々な打楽器，オルガン，ハーモニカなどの中から学校や児童の実態を考慮して選択すること。

ウ 第3学年及び第4学年で取り上げる旋律楽器は，既習の楽器を含めて，リコーダーや鍵盤<sup>けん</sup>楽器などの中から学校や児童の実態を考慮して選択すること。

エ 第5学年及び第6学年で取り上げる旋律楽器は，既習の楽器を含めて，電子楽器，和楽器，諸外国に伝わる楽器などの中から学校や児童の実態を考慮

して選択すること。

これらの事項は、それぞれの学年で取り上げる楽器の選択について示したものである。

アの事項は、各学年で取り上げる打楽器の選択について示したものである。

打楽器には、発音体によって、木質、金属質、皮質など様々な種類のものがある。それらの中から、児童が演奏するときに技能的に無理のないものを、演奏効果のねらいや学校や児童の実態などに応じて選ぶようにする。また、旋律や和音を演奏することのできる木琴や鉄琴、あるいは和太鼓や音具類などの和楽器、さらに、諸外国に伝わる様々な打楽器についても、他の打楽器と同様に各学年を通じて取り扱うよう心掛けることが大切である。

イの事項は、第1学年及び第2学年で取り上げる楽器の選択について示したものである。

ここでは、児童が興味を深めながら取り組むことのできる様々な打楽器、視覚と聴覚の両面から音を確かめつつ演奏できる各種オルガンや鍵盤<sup>けん</sup>ハーモニカ、また、息の吹き吸いと楽器本体の移動により演奏し、音に対する感覚面の育成に適しているハーモニカなど、児童にとって身近で扱いやすい楽器の中から、学校や児童の実態に応じて選ぶようにすることが大切である。

ウの事項は、第3学年及び第4学年で取り上げる楽器の選択について示したものである。

ここでは、第1学年及び第2学年で取り扱ってきた楽器を含めるとともに、指使いや呼吸、タンギングなどを工夫し、楽しんで音をつくることのできるリコーダー、また各種オルガンやアコーディオン、ピアノなど、主旋律の演奏から和音を用いた演奏や低声部の充実<sup>けん</sup>にまで幅広く活用することのできる鍵盤<sup>けん</sup>楽器の中から、学校や児童の実態に応じて選ぶようにすることが大切である。

エの事項は、第5学年及び第6学年で取り上げる楽器の選択について示したものである。

ここでは、第4学年までに取り扱ってきた楽器を含めるとともに、各種の電子楽器、

和楽器，管楽器，弦楽器などや諸外国に伝わる様々な楽器の中から，児童が興味・関心をもち，豊かな器楽の表現を楽しむことができるものを，学校や児童の実態に応じて選ぶようにすることが大切である。

(5) 音楽づくりの指導については，次のとおり取り扱うこと。

ア 音遊びや即興的な表現では，リズムや旋律を模倣したり，身近なものから多様な音を探したりして，音楽づくりのための様々な発想ができるように指導すること。

イ つくった音楽の記譜の仕方について，必要に応じて指導すること。

ウ 拍節的でないリズム，我が国の音楽に使われている音階や調性にとらわれない音階などを児童の実態に応じて取り上げるようにすること。

これらの事項は，音楽づくりの指導の取扱いについて示したものである。

アの事項は，音遊びや即興的な表現の取扱いについて示したものである。

低学年での音遊びは，音楽的な約束事に基づいて友達とかかわりながら楽しく活動し，音で表現することによって音楽づくりへの様々な可能性を探求していくものであり，中学年及び高学年では即興的な表現に発展していくものである。即興的な表現は，あらかじめ楽譜などで決められた表現ではなく，その場で直観的に選択したり，判断したりする表現であり，音だけではなく様々な音楽から音楽づくりに結び付く発想を得る活動である。

ここで言う「発想」とは，「これらの音をこうしたら音楽になるかな」という自分の新しい考えをもつことである。このような発想は，音や音楽だけでなく，言葉，体の動きなどからも得ることができる。

指導に当たっては，児童一人一人の発想のよさを認め，それらを共有するような活動を考えることが大切である。

イの事項は，記譜の指導の取扱いについて示したものである。

つくった音楽を互いに分かち合い，思いや意図を伝え合う上で，つくった音楽を記

録することは大切である。そのため、児童の実態や必要に応じて記譜の仕方を指導することが求められる。

記譜の指導に当たっては、視唱や視奏の活動において、つくった音楽を必要に応じて視覚的にとらえたり、その音楽を再現したりする手掛かりとなるよう記譜の仕方を工夫するようにする。その場合、絵譜やグラフィックによるものなど、児童の実態や活動の内容に応じて工夫するようにする。

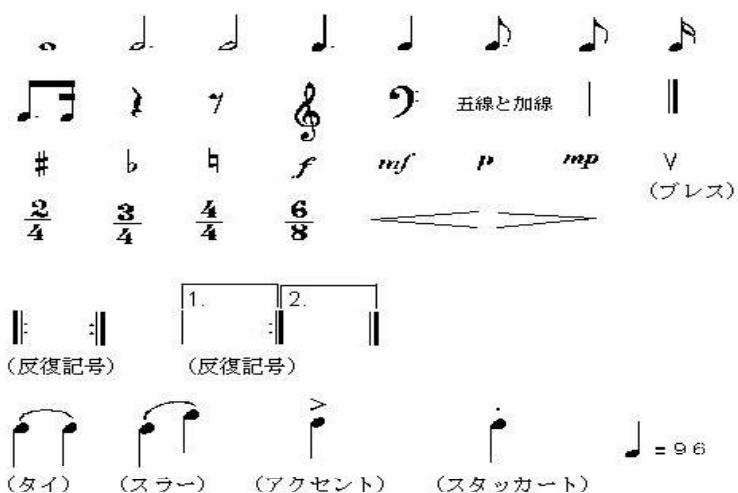
ウの事項は、児童の実態に応じて、多様な音楽から手掛かりを得て音楽づくりをすることについて示したものである。

「拍節的でないリズム」とは、一定した拍や拍子感がないリズムのことである。例えば、日本の民謡や現代音楽の作品などに見られる。また、「我が国の音楽に使われている音階」とは、例えば、わらべうたや民謡などに見られる音階のことである。「調性にとらわれない音階」とは、長調や短調以外の音階のことで、諸外国の様々な音階や半音音階などである。

こうしたリズムや音階を基にし、各学年で示した音楽の仕組みを生かすことにより、音を音楽へ構成することが容易になる。また、児童が様々な音楽と出会い、音楽の楽しみ方を広げることにつながるものである。



(6) 各学年の〔共通事項〕のイの「音符、休符、記号や音楽にかかわる用語」については、児童の学習状況を考慮して、次に示すものを取り扱うこと。



この事項は、取り扱う音符、休符、記号や音楽にかかわる用語を示したものである。指導に当たっては、単にその名称やその意味を知ることだけでなく、表現及び鑑賞の様々な活動の中で、その意味や働きを理解したり表現及び鑑賞の各活動に用いたりするようにすることが重要である。

ここで示している音符、休符、記号、音楽にかかわる用語は、小学校段階で必要なものを従前より6種類増やしている。

これらについては、特に配当学年は示していないが、取り扱う教材、内容との関連で必要と考えられる時点で、その都度繰り返し指導していくようにし、6年間を通した継続的な指導計画に沿って学習を進める中で、音楽活動を通して徐々に身に付けていくようにすることが大切である。

## 小学校学習指導要領解説音楽編作成協力者（五十音順）

（職名は平成20年6月末日現在）

熱田 庫 康	埼玉県さいたま市立大宮南小学校教諭
石井 ゆきこ	東京都荒川区立尾久第六小学校教諭
金本 正 武	千葉大学教授
熊木 眞見子	筑波大学附属小学校教諭
佐藤 日呂志	千葉県教育委員会主任指導主事
津田 正 之	琉球大学准教授
坪能 由紀子	日本女子大学教授
根本 愛 子	千葉県総合教育センター指導主事
長谷川 祐 子	神奈川県横浜市立西金沢中学校校長
平山 百合子	東京都目黒区立上目黒小学校主幹教諭
松尾 祐 孝	洗足学園音楽大学教授
松本 徹	広島大学大学院准教授
館 雅 之	神奈川県横浜市立美しが丘東小学校主幹教諭
山下 薫 子	東京芸術大学准教授
山田 健 一	北海道札幌市教育委員会指導主事

なお、文部科学省においては、次の者が本書の編集に当たった。

高橋 道 和	初等中等教育局教育課程課長
牛尾 則 文	初等中等教育局視学官
石塚 等	初等中等教育局教育課程課学校教育官
高須 一	初等中等教育局教育課程課教科調査官